

第四十四回国会 衆議院 商工委員會 議錄 第三十八号

昭和三十七年五月六日(日曜日)

午前十一時二十八分開議

専門員 越田 清七君

出席委員

委員長 早稲田耕右衛門君
理事 岡本 茂君 理事 白濱 仁吉君
理事 中村 幸八君 理事長 谷川四郎君
理事 板川 正吾君 理事 田中 武夫君
理事 松平 忠久君

出席政府委員
通商産業大臣 佐藤 榮作君
國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員
法制局參事官 山内 一夫君
(第一部長)
法制局參事官 野木 新一君
(第二部長)
總理府事務官 小沼 亨君
(公正取引委員)
會務局長
總理府事務官 木村 三男君
(北海道開發局)
總務監理官
中小企業庁長官 大堀 弘君
委員外の出席者
通商産業事務官 加藤 悌次君
(中小企業庁振興部長)

五月一日

委員北山愛郎君及び中嶋英夫君辞任につき、その補欠として井手以誠君及び阪上安太郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員井手以誠君、阪上安太郎君、山口シヅエ君及び伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として北山愛郎君、渡辺惣蔵君、石山權作君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員石山權作君、渡辺惣蔵君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として山口シヅエ君、中嶋英夫君及び伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十八日

中小企業基本法制定促進に関する請願(増田甲子七君紹介)(第五二四一號)

物価値上げ反対に関する請願(岡田春夫君紹介)(第五一九五號)

同(日野吉夫君紹介)(第五一九六號)

同外十七件(佐野憲治君紹介)(第五三九六號)

公共料金及び諸物価引下げに関する請願外二十件(日野吉夫君紹介)(第五一九七號)

同外十件(河野密君紹介)(第五三九七號)

同外十五件(佐野憲治君紹介)(第五三九八號)

同外四件(島本虎三君紹介)(第五三九九號)

同外十二件(矢尾喜三郎君紹介)(第五四〇〇號)

同外二十六件(湯山勇君紹介)(第五四〇一號)

工業団地の取得造成に関する請願(武藤山治君紹介)(第五二四四號)

中小企業基本法制定促進に関する請願(中澤茂一君紹介)(第五二五六號)

同(井出一太郎君紹介)(第五二五七號)

同(下平正一君紹介)(第五三二四一號)

石油業法案反対に関する請願(櫻積七郎君紹介)(第五三九五號)

同月三十日
中小企業基本法制定促進に関する請願外六件(首藤新八君紹介)(第五四六七號)

同外八件(井村重雄君紹介)(第五六三三三號)

同(植木庚子郎君紹介)(第五六三三三號)

同(大竹作摩君紹介)(第五六三四四號)

同(廣瀬正雄君紹介)(第五六三三五號)

同(増田甲子七君紹介)(第五六三三六號)

同(松村謙三君紹介)(第五六三七七號)

商店街振興法制定に関する請願外二件(首藤新八君紹介)(第五四六八號)

同外十件(西村力弥君紹介)(第五四七〇號)

同(松井政吉君紹介)(第五四七一號)

同外二十九件(矢尾喜三郎君紹介)(第五四七二號)

同外一件(田中武夫君紹介)(第五五五七號)

同(谷口善太郎君紹介)(第五六三八四號)

同(二宮武夫君紹介)(第五六三三九號)

同外十二件(和田博雄君紹介)(第五六四〇號)

同(安宅常彦君紹介)(第五七四四四號)

同外十五件(有馬輝武君紹介)(第五七四五五號)

同外四十九件(杉山元治郎君紹介)(第五七四五六號)

同外十九件(芳賀貢君紹介)(第五七七四七號)

同外百十三件(松原喜之次君紹介)(第五七四八八號)

同外九件(吉村吉雄君紹介)(第五七四八九號)

公共料金及び諸物価引下げに関する請願外一件(淡谷修蔵君紹介)(第五四七三三號)

同外百八十三件(猪俣浩三君紹介)(第五四七四四號)

同外十一件(加藤勤十君紹介)(第五四七五五號)

同外一件(河野密君紹介)(第五四七六六號)

同外十六件(實川清之君紹介)(第五四七七七號)

同外一件(島上善五郎君紹介)(第五四七九八號)

同外一件(鈴木茂三郎君紹介)(第五四八〇〇號)

同外五件(中澤茂一君紹介)(第五四八一號)

同外百三十九件(中村重光君紹介)(第五四八二二號)

同外三件(前田榮之助君紹介)(第五四八三三號)

同外三件(湯山勇君紹介)(第五四八四四號)

同外三件(岡田春夫君紹介)(第五四八五五號)

同(川上實一君紹介)(第五五五五九號)

同(河野密君紹介)(第五五五六〇號)

同(志賀義雄君紹介)(第五五六一一號)

同(谷口善太郎君紹介)(第五五六一二號)

同(鈴木茂三郎君紹介)(第五五六三三號)

同外一件(橋本次郎君紹介)(第五五六四四號)

同(中島巖君紹介)(第五五六五五號)

同外十一件(原彪君紹介)(第五五六六六號)

同外十七件(藤原豊次郎君紹介)(第五五六六七七號)

同(三木喜夫君紹介)(第五五六七八號)

同外一件(村山喜一君紹介)(第五五六八九號)

同外二件(山内広君紹介)(第五五七〇〇號)

同外一件(山中吾郎君紹介)(第五五七〇〇號)

七一号)	同(赤松勇君紹介)(第五六四一号)	同(足鹿覺君紹介)(第五六四二号)	同(五百二十一件)飛鳥田一雄君紹介(第五六四三号)	同(五百二十三件)井岡大治君紹介(第五六四四号)	同(五百三十三件)石橋政嗣君紹介(第五六四五号)	同(五百三十三件)岡良一君紹介(第五六四六号)	同(川上實一君紹介)(第五六四七号)	同(五百三十三件)小林ちづ君紹介(第五六四八号)	同(五百三十三件)河野密君紹介(第五六四九号)	同(森本靖君紹介)(第五六五〇号)	同(和田博雄君紹介)(第五六五一号)	同(志賀義雄君紹介)(第五六五二号)	同(五百三十三件)下平正一君紹介(第五六五三三三)	同(五百三十三件)田中武夫君紹介(第五六五四号)	同(谷口善太郎君紹介)(第五六五五号)	同(五百三十三件)永井勝次郎君紹介(第五六五六号)	同(五百三十三件)櫛崎弥之助君紹介(第五六五七号)	同(五百三十三件)二宮武夫君紹介(第五六五八号)	同(五百三十三件)野口忠夫君紹介(第五六五九号)	同(五百三十三件)八百板正君紹介(第五六六〇号)	同(五百三十三件)安宅常彦君紹介(第五六六二二二)	同(五百三十三件)有馬輝武君紹介(第五六六三三三)
同(五百三十三件)板川正吾君紹介(第五六六四二四)	同(五百三十三件)緒方孝男君紹介(第五六六四五五)	同(五百三十三件)加藤清二君紹介(第五六六六六六)	同(五百三十三件)川上實一君紹介(第五六六七七)	同(五百三十三件)五島虎雄君紹介(第五六七八八)	同(五百三十三件)阪上安太郎君紹介(第五六七九九)	同(五百三十三件)坂本泰良君紹介(第五六八〇〇)	同(五百三十三件)志賀義雄君紹介(第五六八〇一)	同(五百三十三件)島本虎三君紹介(第五六八〇二)	同(五百三十三件)杉山元治郎君紹介(第五六八〇三)	同(五百三十三件)田邊誠君紹介(第五六八〇四)	同(五百三十三件)谷口善太郎君紹介(第五六八〇五)	同(五百三十三件)中島巖君紹介(第五六八〇六)	同(五百三十三件)原茂君紹介(第五六八〇七)	同(五百三十三件)芳賀貢君紹介(第五六八〇八)	同(五百三十三件)帆足計君紹介(第五六八〇九)	同(五百三十三件)森本靖君紹介(第五六八一〇)	同(五百三十三件)山田長司君紹介(第五六八一〇)	同(五百三十三件)吉村吉雄君紹介(第五六八一〇)	同(五百三十三件)山田清志君紹介(第五六八一〇)	同(五百三十三件)池田清志君紹介(第五六八一〇)	同(五百三十三件)池田清志君紹介(第五六八一〇)	同(五百三十三件)池田清志君紹介(第五六八一〇)
外三件(藤原豊次郎君紹介)(第五六八二五五)	物価値上げ反対等に関する請願(田中武夫君紹介)(第五六八二三三)	公共料金引下げ及び消費者物価値上げ防止に関する請願(松平忠久君紹介)(第五六八二三三)	中小企業基本法制定促進に関する請願(松平忠久君紹介)(第五六八二三三)	商店街振興法制定に関する請願(松平忠久君紹介)(第五六八二三三)	同(小川半次君紹介)(第五六八四六六)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)	同(江崎真澄君紹介)(第五六八四七七)
同(山内広君紹介)(第五六八〇一〇号)	同(三件)横山利秋君紹介(第五六八〇一〇号)	同(大柴滋夫君紹介)(第五六八一九二二)	同(三件)川上實一君紹介(第五六八一九三三)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)	同(久保三郎君紹介)(第五六八一九四四)
同(田原春次君紹介)(第五八八八八八)	同(七件)谷口善太郎君紹介(第五八八八九九)	同(二十件)中澤茂一君紹介(第五八八九〇〇)	同(和君紹介)(第五八八九一〇)	同(四十九件)原茂君紹介(第五八九九二二)	同(二件)日野吉夫君紹介(第五八九九三三)	同(六十四件)松平忠久君紹介(第五八九九四四)	同(六十二件)安井吉典君紹介(第五八九九五五)	同(三十五件)安井吉典君紹介(第五八九九五五)	同(十件)山口鶴男君紹介(第五八九九六六)	同(十五件)山崎始男君紹介(第五八九九七七)	同(百八十九件)横路節雄君紹介(第五八九九八八)	同(五十三件)井岡大治君紹介(第五八九九九九)	同(百一十一件)井手以誠君紹介(第五九〇〇〇)	同(一件)石村英雄君紹介(第五九〇〇一)	同(七件)大原亨君紹介(第五九〇〇二)	同(四件)勝間田清一君紹介(第五九〇〇三)	同(小林進君紹介)(第五九〇〇四)	同(二十二件)五島虎雄君紹介(第五九〇〇五)	同(六十七件)下平正一君紹介(第五九〇〇六)	同(二十二件)高田富之君紹介(第五九〇〇七)	同(二十二件)高田富之君紹介(第五九〇〇七)	同(二十二件)高田富之君紹介(第五九〇〇七)

二〇六号) 同外三件(原茂君紹介)(第六二〇七号)
同外一件(松井誠君紹介)(第六二〇八号)
同(武藤山治君紹介)(第六二〇九号)
同外十件(安平鹿一君紹介)(第六二一〇号)
同外十一件(横山利秋君紹介)(第六二一一号)
同外十二件(横山利秋君紹介)(第六二一二号)
同外十三件(広瀬秀吉君紹介)(第六二一三号)
同外二十九件(松本七郎君紹介)(第六二一四号)
同外二十九件(森島守人君紹介)(第六二一五号)
同外四件(山内広君紹介)(第六二一六号)
同外四件(横山利秋君紹介)(第六二一七号)
同外四件(横山利秋君紹介)(第六二一八号)
同外三十一件(吉村吉雄君紹介)(第六二一九号)
同外五件(大柴滋夫君紹介)(第六二二〇号)
同外二件(勝澤芳雄君紹介)(第六二二一号)
同外二件(久保三郎君紹介)(第六二二二号)
同外八件(久保三郎君紹介)(第六二二三号)
同外一件(久保田鶴松君紹介)(第六二二四号)
同外二十一件(志賀義雄君紹介)(第六二二五号)
同外十九件(下平正一君紹介)(第六二二六号)
同外二十八件(谷口善太郎君紹介)(第六二二七号)
同外五件(坪野米男君紹介)(第六二二八号)
同外三件(橋崎弥之助君紹介)(第六二二九号)

八三九号) 同(北海道阿寒郡阿寒町議会議長水野二郎)(第八七八号)
同(紋別市議會議長辰田長吉)(第八七九号)
同(埼玉県南埼玉郡久喜町議會議長菅谷武雄外二十九名)(第八八〇号)
同(東京都北多摩郡国分寺町議會議長岡部高三郎)(第八八二〇号)
同(江別市議會議長岡千尋)(第八八二一〇号)
同(江別市議會議長岡千尋)(第八八二二〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二四〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二五〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二六〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二七〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二八〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二九〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三〇〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三一〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三二〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三三〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三四〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三五〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三六〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三七〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三八〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三九〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八四〇〇号)

四月二十八日
日朝貿易正常化に関する陳情書(福井県吉田郡森田町議會議長田中康隆)(第七九三三三号)
同(函館市議會議長高木直行)(第七九四四号)
同(新潟市議會議長村山勇一郎)(第七九五五号)
同(枚方市議會議長平田良太郎)(第八四四四号)
同(兵庫縣議會議長佃良一)(第八八三三三号)
同(物産安定措置に関する陳情書(函館市議會議長高木直行)(第七九六六号)
同(北海道雨龍郡深川町議會議長松井庄一)(第八四三三三号)
同(岐阜縣議會議長古田好)(第七九七七号)
同(東京都豊島區議會議長元谷宇吉)(第八三八八号)
同(奈良市議會議長谷田岩太郎)(第八三八八号)

八三九号) 同(北海道阿寒郡阿寒町議會議長水野二郎)(第八七八号)
同(紋別市議會議長辰田長吉)(第八七九号)
同(埼玉県南埼玉郡久喜町議會議長菅谷武雄外二十九名)(第八八〇号)
同(東京都北多摩郡国分寺町議會議長岡部高三郎)(第八八二〇号)
同(江別市議會議長岡千尋)(第八八二一〇号)
同(江別市議會議長岡千尋)(第八八二二〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二四〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二五〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二六〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二七〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二八〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八二九〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三〇〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三一〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三二〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三三〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三四〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三五〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三六〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三七〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三八〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八三九〇号)
同(小山市議會議長坂下周蔵)(第八八四〇〇号)

同外三十二件(大阪府西淀川区御幣島中二丁目十五番地田刈電機労働組合竹田克巳外二百名)(第八三七七号)
同(青森県上北郡野辺地町議會議長柴崎甲松)(第八七七七号)
同(公共料金の値上げ抑制等に関する陳情書(直方市議會議長西村房雄)(第八四二二二号)
同(中小企業振興資金貸付制度の拡充強化に関する陳情書(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八四五五号)
同(中小企業基本法及び商店街振興法の早期制定等に関する陳情書(津山市議會議長山形治郎)(第八四六六号)
同(東南アジア諸国に対する貿易促進に関する陳情書(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八四七七号)
同(東西貿易の拡大促進に関する陳情書(愛知県議會議長橋本繁蔵)(第八四八八号)
同(五泉市議會議長加藤多三郎)(第八四九九号)
同(中小企業振興対策確立に関する陳情書(三重縣議會議長鈴木啓吉)(第九一八八号)
同(中小企業金融の充実に関する陳情書(東京商工会議所會議所会頭足立正)(第九一九九号)
同(本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
小委員長からの報告聴取
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)(參議院送付)
北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)(參議院送付)
自由化に直面する金属鉱業危機打開

に関する件
一 通産行政における部落解放政策樹立に関する請願(志賀義雄君紹介)(第九八八号)
二 工業団地の取得造成に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第三三〇五号)
三 同(福田勉君紹介)(第三三〇六号)
四 同(船田中君紹介)(第三三〇七号)
五 中小企業業種別振興臨時措置法に基づく指定業種の振興資金設置等に関する請願(始関伊平君紹介)(第三三〇八号)
六 商店街振興法制定に関する請願(大野市郎君紹介)(第三四〇四号)
七 工業団地の取得造成に関する請願(森山欽司君紹介)(第五九二二号)
八 公共料金等諸物価値上げ阻止に関する請願外八十九件(五島虎雄君紹介)(第八三三〇号)
九 小規模事業対策予算増額に関する請願(小枝一雄君紹介)(第九三三〇号)
一〇 同(田中彰治君紹介)(第九三三一号)
一一 同(草野一郎平君紹介)(第九三三六号)
一二 商店街振興法制定に関する請願(浦野幸男君紹介)(第九三三三三号)
一三 公共料金等諸物価値上げ阻止に関する請願外五十二件(五島虎雄君紹介)(第九三五五号)
一四 同外三十四件(五島虎雄君

商工委員会議録第三十八号 昭和三十七年五月六日

六三一號

一、同外四件（石枋正廳未終
介）（第三七七號）

第一類第九号

商工委員会議錄第三十八号 昭和二十七年五月六日

- [illegible]

- 二八四 同(中嶋英夫君紹介)(第
三九九一號)
二八五 同(二宮武夫君紹介)(第
三九九二號)
二八六 同外一件(三木喜夫君紹
介)(第三九九三號)
二八七 同外四件(村山喜一君紹
介)(第三九九四號)
二八八 同外十件(山口鶴男君紹
介)(第三九九五號)
二八九 同外二件(山中吾郎君紹
介)(第三九九六號)
二九〇 同外五件(湯山勇君紹介)
(第三九九七號)
二九一 同外一件(淡谷修藏君紹
介)(第四〇三〇號)
二九二 同外九十二件(有馬輝武
君紹介)(第四〇三一號)
二九三 同外二件(石村英雄君紹
介)(第四〇三二號)
二九四 同外八件(板川正吾君紹
介)(第四〇三三號)
二九五 同(緒方孝男君紹介)(第
四〇三四號)
二九六 同外三件(加藤勘十君紹
介)(第四〇三五號)
二九七 同外四件(久保田鶴松君
紹介)(第四〇三六號)
二九八 同外十四件(河野密君紹
介)(第四〇三七號)
二九九 同外九十六件(佐藤觀次
郎君紹介)(第四〇三八號)
三〇〇 同外百九件(佐野憲治君
紹介)(第四〇三九號)
三〇一 同外二件(島本虎三君紹
介)(第四〇四〇號)
三〇二 同外十六件(下平正一君
紹介)(第四〇四一號)
三〇三 同外一件(田口誠治君紹
介)(第四〇四二號)
三〇四 同外一件(植兼次郎君紹
介)(第四〇四三號)
三〇五 同(辻原弘市君紹介)(第
四〇四四號)
三〇六 同外三件(坪野米男君紹
介)(第四〇四五號)
三〇七 同(橋崎弥之助君紹介)
(第四〇四六號)
三〇八 同外五件(野口忠夫君紹
介)(第四〇四七號)
三〇九 同外十四件(山花秀雄君
紹介)(第四〇四八號)
三一〇 同外八件(大柴滋夫君紹
介)(第四〇七八號)
三一〇 同外四件(角屋堅次郎君
紹介)(第四〇七九號)
三一〇 同外二件(島本虎三君紹
介)(第四〇八〇號)
三一三 同外三百三件(杉山元治
郎君紹介)(第四〇八一號)
三一四 同外六件(坪野米男君紹
介)(第四〇八二號)
三一五 同外二件(中島巖君紹介)
(第四〇八三號)
三一六 同外二件(穗積七郎君紹
介)(第四〇八四號)
三一七 同外六十七件(松平忠久
君紹介)(第四〇八五號)
三一八 同外百四十三件(安平鹿
一君紹介)(第四〇八六號)
三一九 同外四件(横山利秋君紹
介)(第四〇八七號)
三二〇 同外十一件(和田博雄君
紹介)(第四〇八八號)
三二一 同外一件(小林信一君紹
介)(第四〇八九號)
三二二 石油鉱業総合政策確立に
関する請願(永井勝次郎君紹介)
(第三七七四號)
三二三 同(三宅正一君紹介)(第
三七八二號)
三二四 同(栗林三郎君紹介)(第
三九七七號)
三二五 中小企業基本法制定促進
に関する請願外一件(中村幸八
君紹介)(第三八一號)
三二六 同(保科善四郎君紹介)
(第三八六二號)
三二七 同(星島二郎君紹介)(第
四〇七五號)
三二八 物価値上げ反対等に関す
る請願外二十六件(五島虎雄君
紹介)(第三八六五號)
三二九 同外十五件(五島虎雄君
紹介)(第四〇七四號)
三三〇 商店街振興法制定に関す
る請願(高橋清一郎外一名紹介
(第四一四四號)
三三一 同外一件(濱野清吾君紹
介)(第四一八一號)
三三二 同(金子一平君紹介)(第
四三五一號)
三三三 同外十八件(藤澤雄次君
紹介)(第四三五二號)
三三四 同(中野四郎君紹介)(第
四三五三號)
三三五 同外十九件(堂森芳夫君
紹介)(第四四八〇號)
三三六 同(木村守江君紹介)(第
四四五〇五號)
三三七 同(鈴木正吾君紹介)(第
四四五六號)
三三八 同(廣瀬正雄君紹介)(第
四四七〇七號)
三三九 同外二件(大野市郎君紹
介)(第四四八〇八號)
三四〇 同(椎熊三郎君紹介)(第
四五〇九號)
三四一 同(荒松清十郎君紹介)
(第四四二七號)
三四二 同(小山長規君紹介)(第
四六二八號)
三四三 同(島村一郎君紹介)(第
四六二九號)
三四四 同(保岡武久君紹介)(第
四六三〇號)
三四五 物価値上げ反対等に関す
る請願外十三件(加藤清二君紹
介)(第四一四五號)
三四六 公共料金等諸物価値上げ
阻止に関する請願外八十一件
(加藤清二君紹介)(第四一四六
號)
三四七 物価値上げ反対に関する
請願外十八件(久保田鶴松君紹
介)(第四一四七號)
三四八 同(山崎始男君紹介)(第
四一四八號)
三四九 同外二百五十九件(鈴木
茂三郎君紹介)(第四二一九號)
三五〇 同外一件(田中武夫君紹
介)(第四二二〇號)
三五〇 同外一件(森島守人君紹
介)(第四二二一號)
三五二 同外一件(石橋政嗣君紹
介)(第四三五六號)
三五三 同外二件(永井勝次郎君
紹介)(第四三三七號)
三五四 同(吉村吉雄君紹介)(第
四三三八號)
三五五 同外一件(石橋政嗣君紹
介)(第四四〇五號)
三五六 同(岡良一君紹介)(第四
四〇六號)
三五七 同外八件(中村重光君紹
介)(第四四〇七號)
三五八 同(安井吉典君紹介)(第
四四三三號)
三五九 同外四件(石橋政嗣君紹
介)(第四四七九號)
三六〇 同(石橋政嗣君紹介)(第
四六三一號)
三六一 同(五島虎雄君紹介)(第
四六三二號)
三六二 同外一件(帆足計君紹介)
(第四六三三號)
三六三 同外六十四件(渡辺惣蔵
君紹介)(第四六三四號)
三六四 公共料金及び諸物価引下
げに関する請願外十二件(安宅
常彦君紹介)(第四一四九號)
三六五 同外五件(石橋政嗣君紹
介)(第四一五〇號)
三六六 同外五十八件(加藤清二
君紹介)(第四一五一號)
三六七 同外百五十九件(川村継
義君紹介)(第四一五二號)
三六八 同外一件(久保三郎君紹
介)(第四一五三號)
三六九 同(久保田鶴松君紹介)
(第四一五四號)
三七〇 同外三件(兒玉末男君紹
介)(第四一五五號)
三七一 同外六件(下平正一君紹
介)(第四一五六號)
三七二 同外百三件(中村高一君
紹介)(第四一五七號)
三七三 同(畑和君紹介)(第四一
五八號)
三七四 同外十一件(原彪君紹介)
(第四一五九號)
三七五 同外百二十五件(藤原豊
次郎君紹介)(第四一六〇號)
三七六 同外四十九件(山口文太
郎君紹介)(第四一六一號)

四六六 同(坂田道太君紹介)(第
四八六七号)
四六七 同外一件(荒木萬壽夫君
紹介)(第四九一四号)
四六八 中小企業基本法制定促進
に関する請願(池田清志君紹介)
(第四九二七号)
四六九 商店街振興法制定に關す
る請願(草野一郎平君紹介)(第
五〇九三号)
四七〇 中小企業基本法制定促進
に関する請願(草野一郎平君紹
介)(第五〇九四号)
四七一 同(羽田武嗣郎君紹介)
(第五〇九五号)
四七二 中小企業基本法制定促進
に関する請願(増田甲子七君紹
介)(第五一四一号)
四七三 物価値上げ反対に關する
請願(岡田春夫君紹介)(第五一
九五号)
四七四 同(日野吉夫君紹介)(第
五一九六号)
四七五 同外十七件(佐野憲治君
紹介)(第五三九六号)
四七六 公共料金及び諸物価引下
げに關する請願外二十件(日野
吉夫君紹介)(第五一九七号)
四七七 同外十件(河野密君紹介)
(第五三九七号)
四七八 同外十五件(佐野憲治君
紹介)(第五三九八号)
四七九 同外四件(島本虎三君紹
介)(第五三九九号)
四八〇 同外十二件(矢尾喜三郎
君紹介)(第五四〇〇号)
四八一 同外二十六件(湯山勇君
紹介)(第五四〇一號)
四八二 工業団地の取得造成に關

する請願(武藤山治君紹介)(第
五二四四号)
四八三 中小企業基本法制定促進
に関する請願(中澤茂一君紹介)
(第五二五六号)
四八四 同(井出一太郎君紹介)
(第五二五七号)
四八五 同(下平正一君紹介)(第
五三四一號)
四八六 石油業法案反対に關する
請願(穂積七郎君紹介)(第五三
九五号)
四八七 中小企業基本法制定促進
に関する請願外六件(首藤新八
君紹介)(第五四六七号)
四八八 同外八件(井村重雄君紹
介)(第五六三二号)
四八九 同(植木庚子郎君紹介)
(第五六三三号)
四九〇 同(大竹作摩君紹介)(第
五六三四号)
四九一 同(廣瀬正雄君紹介)(第
五六三五号)
四九二 同(増田甲子七君紹介)
(第五六三六号)
四九三 同(松村謙三君紹介)(第
五六三七号)
四九四 商店街振興法制定に關す
る請願外二件(首藤新八君紹介)
(第五四六八号)
四九五 物価値上げ反対に關する
請願外九十八件(中村重光君紹
介)(第五四六九号)
四九六 同外十件(西村力弥君紹
介)(第五四七〇号)
四九七 同(松井政吉君紹介)(第
五四七一號)
四九八 同外二十九件(矢尾喜三
郎君紹介)(第五四七二号)

四九九 同外一件(田中武夫君紹
介)(第五五五七号)
五〇〇 同(谷口善太郎君紹介)
(第五六三八号)
五〇一 同(二宮武夫君紹介)(第
五六三九号)
五〇二 同外十二件(和田博雄君
紹介)(第五六四〇号)
五〇三 同(安宅常彦君紹介)(第
五七四四号)
五〇四 同外十五件(有馬輝武君
紹介)(第五七四五号)
五〇五 同外四十九件(杉山元治
郎君紹介)(第五七四六号)
五〇六 同外十九件(芳賀貢君紹
介)(第五七四七号)
五〇七 同外百十三件(松原喜之
次君紹介)(第五七四八号)
五〇八 同外九件(吉村吉雄君紹
介)(第五七四九号)
五〇九 公共料金及び諸物価引下
げに關する請願外一件(淡谷修
藏君紹介)(第五四七三三号)
五一〇 同外百八十三件(猪俣浩
三君紹介)(第五四七四号)
五一一 同外十一件(加藤勘十君
紹介)(第五四七五号)
五一二 同外一件(河野密君紹介)
(第五四七六号)
五一一 同外十六件(實川清之君
紹介)(第五四七七号)
五一四 同外一件(島本虎三君紹
介)(第五四七八号)
五一五 同外一件(島上善五郎君
紹介)(第五四七九号)
五一六 同外一件(鈴木茂三郎君
紹介)(第五四八〇号)
五一七 同外五件(中澤茂一君紹
介)(第五四八一號)

五一八 同外百三十九件(中村重
光君紹介)(第五四八二號)
五一九 同外三件(前田榮之助君
紹介)(第五四八三三号)
五二〇 同外三件(湯山勇君紹介)
(第五四八四号)
五二一 同外三件(岡田春夫君紹
介)(第五五五八号)
五二二 同(川上實一君紹介)(第
五五五九号)
五二三 同(河野密君紹介)(第五
五六〇号)
五二四 同(志賀義雄君紹介)(第
五五六一号)
五二五 同(谷口善太郎君紹介)
(第五五六二号)
五二六 同(鈴木茂三郎君紹介)
(第五五六三三号)
五二七 同外一件(榎兼次郎君紹
介)(第五五六四四号)
五二八 同(中島巖君紹介)(第五
五六五五号)
五二九 同外十一件(原彪君紹介)
(第五五六六六号)
五三〇 同外十七件(藤原豊次郎
君紹介)(第五五六七三号)
五三一 同(三木喜夫君紹介)(第
五五六八号)
五三二 同外一件(村山喜一君紹
介)(第五五六九号)
五三三 同外二件(山内広君紹介)
(第五五七〇号)
五三四 同外一件(山中吾郎君紹
介)(第五五七一號)
五三五 同(赤松勇君紹介)(第五
五六四一號)
五三六 同(足鹿覺君紹介)(第五
五六四二號)
五三七 同外百二十一件(飛鳥田

一雄君紹介)(第五六四三三号)
五三八 同外二十三件(井岡大治
君紹介)(第五六四四号)
五三九 同外三件(石橋政嗣君紹
介)(第五六四五号)
五四〇 同外三件(岡良一君紹介)
(第五六四六号)
五四一 同(川上實一君紹介)(第
五六四七号)
五四二 同外一件(小林ちづ君紹
介)(第五六四八号)
五四三 同外一件(河野密君紹介)
(第五六四九号)
五四四 同(森本靖君紹介)(第五
六五〇号)
五四五 同(和田博雄君紹介)(第
五六五一號)
五四六 同(志賀義雄君紹介)(第
五六五二號)
五四七 同外十四件(下平正一君
紹介)(第五六五三三号)
五四八 同外六件(田中武夫君紹
介)(第五六五四号)
五四九 同(谷口善太郎君紹介)
(第五六五五号)
五五〇 同外二百三十九件(永井
勝次郎君紹介)(第五六五六号)
五五一 同(榎崎弥之助君紹介)
(第五六五七号)
五五二 同外一件(二宮武夫君紹
介)(第五六五八号)
五五三 同外十件(野口忠夫君紹
介)(第五六五九号)
五五四 同外六件(八百板正君紹
介)(第五六六〇号)
五五五 同外五件(安宅常彦君紹
介)(第五六六二號)
五五六 同外百六十五件(有馬輝
武君紹介)(第五六七三三号)

六四八 同外四件(横山利秋君紹介)(第五九八号)

六四九 同外三十一件(吉村吉雄君紹介)(第五九八号)

六五〇 同外五件(大柴滋夫君紹介)(第六一九七号)

六五一 同外二件(勝澤芳雄君紹介)(第六一九八号)

六五二 同外二十二件(川上眞一君紹介)(第六一九九号)

六五三 同外八件(久保三郎君紹介)(第六二〇〇号)

六五四 同外一件(久保田鶴松君紹介)(第六二〇一号)

六五五 同外二十一件(志賀義雄君紹介)(第六二〇二号)

六五六 同外十九件(下平正一君紹介)(第六二〇三号)

六五七 同外二十八件(谷口善太郎君紹介)(第六二〇四号)

六五八 同外五件(坪野米男君紹介)(第六二〇五号)

六五九 同外三件(橋崎弥之助君紹介)(第六二〇六号)

六六〇 同外三件(原茂君紹介)(第六二〇七号)

六六一 同外一件(松井誠君紹介)(第六二〇八号)

六六二 同(武藤山治君紹介)(第六二〇九号)

六六三 同外十件(安平鹿一君紹介)(第六二一〇号)

六六四 同外十一件(横山利秋君紹介)(第六二一一号)

六六五 中小企業基本法制定促進に関する請願(中島巖君紹介)(第五九八号)

六六六 公共料金引下げ及び消費者物価値上げ防止に関する請願

(中島巖君紹介)(第五九五九号)

○早稲田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。渡辺惣蔵君。○渡辺(惣)委員 会期末になりました。北海道地下資源開発株式会社の審議を願います。これは、大臣に対しても非常に恐縮をしておるわけですが、問題の性質が大へん重要な問題を内包しておりますので、この際若干の問題につきましまして質疑をいたしたいと思います。御存じのように、昭和三十三年に北海道地下資源開発株式会社が制定されて、この会社が成立をいたしました。当時の要請というものは、北海道における地下資源を、特に石炭、金属、非金属の開発をするというのを主たる任務といたしまして発足いたしましたのでありますが、わずかに四年足らずの間に御了承のように非常に赤字を出してあります。従って、当初の事業計画を完全に逸脱して会社の機能が停止する状態になっておるといふ現状にかんがみまして、この際大臣から北海道地下資源開発株式会社に対して今後どうするかという基本方針につきましまして伺いをいたしたいと思います。地下資源開発に関する基本問題につきましましては、前回の委員会におきまして同僚の岡田利春君から精密に論議をされておりますので、私はここで地下資源開発に関する基本問題につきましまして議論をすることを避けたいと思っております。しかし、御了承のように、

地下資源開発株式会社法を作るといふ当初の任務は、全国における地下資源の相当部分は北海道に埋蔵されておる、府県の場合と違って北海道では非常に埋蔵がおくれている、埋蔵量も相当量あるので、従って、北海道の開発を促進するために、特別北海道に重点を置いてこの会社をスタートさせる、こういう特殊な使命を持ってできたわけでありまして、その間の経緯を見ますと、会社は本来の使命を逸脱いたしました。北海道における地下資源の開発に対して十分の努力を加えないで、むしろ一番安易な内地府県の地下資源の開発等に力を入れてきている、こういう事態が発生いたしておりますのであります。大臣といたしましては、この会社が本来の目的に沿うような十全の活動をしておると考えておられるかどうか、この点につきましましてまず大臣の御答弁をいただきたいと思っております。○川島國務大臣 北海道地下資源開発株式会社の創立以来の実績を見ますと、創立当初考えていたような実績を上げていないことは事実でございます。これは、石炭鉱区等の事情もありませんけれども、会社の活動がきわめて不活発だということも言えるのであります。そこで、今後は北海道地下資源の開発に十分力を入れたいと私考えております。三十八年度から出発いたしまして第二期北海道総合開発計画におきまして、特に地下資源開発に重点を置きたいと考えて、ただいま策定をしておるのでございます。この会社は、内地におきましても活動し得るようになったのでありますが、むしろ重点は北海道に置きまして、今後とも北海道地下資源開発のためには

今以上一その努力をはかりたい、政府でそう考えると同時に、この会社をして効率的に活動させるようにいたしたい、かように考えております。○渡辺(惣)委員 北海道地下資源開発というものを当初の目的通り十分にこの会社がしておるということであるならば、その余力をもつて内地他府県の地下資源開発等にも努力をするという意味ならわかるのです。当初この会社は委託探鉱、共同鉱区権等の設定等を主とした事業の目的としてスタートしておるわけですが、今までの四年間の経過に顧みましても、北海道における地下資源開発というものは、たとえば石炭を除く金属、非鉄金属等の部面については、五十六件くらい共同鉱区の設定を目的とする調査の依頼等が出ております。そういう一番肝心な資金のない中小鉱山で、そうして政府資金の導入によって探鉱しようという目的のもとに、特に法の中でも規定いたしました共同鉱区権を設定して事業を推進しようというところがこの法律の最も重要な目的となっておるわけですが、そこで四年間にわたり、金属、非鉄金属等の鉱山の開発に対して、会社は一体どういう努力をしたのかという点につきましまして、この際政府側の明確な答弁を得たいと思っております。○木村(三)政府委員 御質問の共同探鉱に対する今までの会社のやり方について具体的に申し上げますと、ただいまお話が出ましたように、中小鉱業権者からの共同探鉱の申し込みといま五十三件ございました。そのうち途中で取りやめがございましたので、一応七件を引きまして四十六件、それに対し

まして共同探鉱をする場合の準備段階といたしまして、予察調査、予備探鉱というものを先にやらなければならぬ。そういう関係で最近までの実績を申し上げますと、予察調査が三十二件、予備調査が五件、それからいよいよこれならよろしいということでは共同探鉱に入りましての一件、これは御指摘のように本会社の設立の趣旨から見まして非常にさびしいものであります。それは私もよく認めておるところであります。今までのところ、事情を聞いてみますと、四十数件の申し込みの内容につきましても、初めからこれならばと自信の置けるようなものが不幸にして少なかった。それから経営面の点においていろいろ心配事が多かったというところで、消極的になった面があることは、私もよく認めております。そこで、私もよく認めておることは、早くこれを踏み切らせなければならぬということ、相手方を選び、共同探鉱をやる場合に、どういう基準で自信を持って踏み出せるかというバック・アップしなければならぬということ、昨年でございまして、関係各省からなる連絡協議会を作りまして、その方で見てもよいかいもの、はたして、たまたまのところが一件五百メートルというものが共同探鉱の実績でございます。今後につきましてもそういった点を大いに活用いたしまして、少なくとも来年度はこの五百メートルを千メートル、再来年は千五百メートルに、全体の受託探鉱の二割程度まで持っていかなければならぬというふうに考えております。役所といたしましての従来の努力が少なきに過ぎたとい

うおかりを受けても仕方がないと思ひますが、そのような現状であります。

○渡辺(總)委員　この地下資源開発公社が行ないます委託探鉱その他のボーリングに関する仕事は、これはこの会社でなくとも、民間のどこの会社でもやっておりますし、やれることなんです。たとえば、探鉱ですと、三井にしても三菱にしても、あるいは北炭にしても三菱にしても、あるいは非常に性能のたしにしても、それぞれ優秀な技術者高い機械を持ち、千人の優秀な技術者を持って、それぞれ自前で探鉱を行なうてきておるわけでありまして。従ひまして、大手の会社が、特に石炭や金、銅の山等のためにこういう形の会社の出現を要望するといふ客観的な基礎は、事実上ないわけですね。従ひまして、この会社に昭和三十年以来北海道の探鉱からそれぞれ要望がありましたその要望の主体は、中小石炭の山で、大手ではないのです。主として北海道の探鉱協会等の中小鉱山を經營しておる人々が、自前の經費で高い機械を購入したり、技術者をかかえ込んで特定の山のボーリングをする能力を持っておらないために、そういう人々の要求から特にこういう国際会社を作つてほしいという要望が出てきて、それを北海道開発審議会が取り上げ、政府が取り上げたといふことは、開発大臣並びに閣僚者が御了承の通りだと思ひます。

そうしますと、この会社は大手筋の前でやつていける大会社の要望を満たすためのものではなくて、自己資金を保持しない、そして眠り鉱区になつておりますそういう中小炭鉱や中小鉱山等の開発に努力をするといふことになつて参りました。問題の主体は、やはりそういう鉱区権だけを持つておつて

ボーリングをし得ないという会社に対して、かわつてボーリングをしてやるという政策をとることになりますと、当然政府の資金を導入する以外になり。そこで、その実行のためには、ボーリングをするにあつて、共同鉱業権を設定してボーリングをした結果、埋蔵量を発見された場合には、共同鉱業権を取得することによつて、この事業の發展を期するというところがほんとうのこの会社のねらいであつたわけです。ところが、会社はそういう法律本来の任務である共同鉱業権、中小鉱山の資金のないところに対して特別の努力をしたという形跡は全くなくて、一番あたりまえな安易な委託探鉱やあるいは機械貸与等の普通のボーリング屋がやる同じ仕事だけに終始してきたというところに、極端に申しまして、この会社が本来の目的に沿う仕事を一つもしてきていないということが言えると思うのです。それですから、たとえば四年間に、正確に言えば三年半ですが、三年半に二億円の赤字を出しておるわけですが、正確に言えば、三年半のうちで、ボーリングによる事業収入というものはわずかに四億七千八百万円しかないのですね。そうしますと、三十六年度までに九億円の、一億円の民間出資と八億円の国家投資をしておる大会社が——これは大きな会社です。資本規模からいきますと、北海道では十億円なんという会社はほとんどない状態でありますから、そういう国策会社が、実際は四年間にこれしう仕事をしておらない、その仕事の量のうちで、共同探鉱という本来の最も会社の使命として打ち込まなければならぬ仕事、たった一個所なんでは

す。しかもその三百メートル——この政府提出の資料を見ますと五百メートルということになっておりますが、五百メートルということになりますと、大体聞いてみますと、一メートル五千円前後のボーリングになりますから、この四年間のうちに、共同探鉱に投じたこの会社の資金というものは、会社の言い分通りにいたしましたといふ、二百五十万円しか犠牲を払っていないといふことになるのです。四年間二億円の赤字を出したうち、会社が本来の会社の使命により犠牲を払ったということになりますと、まず共同探鉱に投じたたのけが、たった二百五十万円というきわめて少額な微々たるものであるといふことになる、残りの二億円という大部分の赤字が一体どこから出たのか。しかも予備探鉱とか書類審査とかいうことで、五十四件のうちほとんどふりい落としてしまつて、現実に現地調査をやっているのは、ほとんどないという状態です。現実に会社は現地調査をしておらない。書類審査だけをしてはねのけて、できるだけ安易な道に行くために、一番肝心な中小鉱山の探鉱というものを放棄してきておる。しかも二億円という膨大な赤字を出しておる。こういうことに対して、毎年度事業計画書が会社側から北海道開発庁に提出せられて、それを政府は審査をしておることだろうと思うのです。が、一体政府は審査をしたのかどうか、そういうような事業計画等に対する監査をどの程度政府はしておったのか、その点を明らかにしてもらいたいと思うのです。

○木村(三)政府委員　監査の関係でございますが、すでに今まで三回はかか

り、一週間にわたりました。私どもの方と通産省も入ってもらいまして、総合的な監査をやっております。この監査におきまして発見いたしました、是正しなければならぬという幾つかの点を見つけたわけなんです。たとえば会社社の機構の問題でございます。従来札幌本社に総務部、経理部を置きましてこれが事務系統、それから技術部と三部制になっておりましたのを、これを一部減らしてもいいのではないかということで、今は事務部と技術部の二部制にしております。これも監査の結果出た結果でございます。

それから職員の問題であります。なかなか高齢者が老朽と申しますが、そういうものも見受けられるような状態でありましたので、それを整理すべきではないかということで若干整理いたしております。

それから、こまかい点に至りまして、いろいろ経理面につきましても若干の勧告なり何なりをいたしておりますが、今御質問のような抜本的な問題になりますと、その辺につきましても総合的な結論なり何なりを今まで示してはなかったということは率直に認めます。

それから、事業計画につきましては、毎年度の初めに出して参ります。そこで、これにつきましては、北海道における当該年度の探鉱活動はどのくらいであるかというようなことは、やはり主管省でありますところの通産省の鉱山局、石炭局、そういうものと連絡いたしまして、大体このくらいの探鉱活動があるであろうと見込まれる、そのうち会社社とれる分はこのくらいという

り現実離れたようなことをやらせない方針にしております。要するにこれだけ立てたならば、これだけ努力をして、そこまで持っていくというような努力の意味も加わりまして、それは書面には現われておりませんが、これはその通りやれということでも認可しておりますが、御承知の通り、年度末になりますと、ああいう食い違いがひどくなってきたというふうなことがあります。まあ、この辺につきましても従来のやり方ではないのかどうか、もう少し密度をこまかくして四半期別に見た方がよいのじゃないかというような改正点は、いろいろ監督の過程において発見しております。今までの監督の仕方、やり方というのは、ただいま申しましたような次第であります。

○渡辺(惣)委員 この会社の政府に提出をしております毎年度の事業計画を見ますと、初年度、三十三年度は予定計画の三分の一にも当たっていない。初年度ですからやむを得ないにしても、三千五百メートルしかしていないのに、次の年になりますと二万メートルの計画書を出す。そうして政府はそこの二万メートルの計画に基づいて一億円の金を出してやっておる。そうすると、その次には四万メートルの計画書を出す。そうして三分の一くらいしかしていないのに、政府はまた一億円の金を出してやる。その次にはさらに一億五千万円の金を出してやる。こういうことを考えてみると、会社は非常に誇大な、実現の可能性のない事業計画を政府に提出して、政府から資金を引っぱり出す。極端にいうと、インチ

ヤな事業計画を出して、政府に出資金

を要求して、政府が出資金を出すと、それを食いつぶして翌年度もつと大がかりな欺瞞だらけの事業計画書を政府に提出して、さらに増資を要求する、こういうことを繰り返してきたのではないか。そういうことは初年度から二年度にかかれれば政府にはわかるはずなのです。提出をしておる事業計画の三分の一くらいしか仕事をしてもらない。にもかかわらず、政府はそういう事業面に対しての監査や警告を発することなくして、今の事務機構であるとか、職員であるとか、経理面、三点の監査というのは、主として内面監査だけで、事業計画自身の基本問題について、四年間何らの指導措置をしてきていなかったというそりを受けてもやむを得ない、もしくは会社のそういう欺瞞にひきかかって、そして開発庁の方はするすると欺瞞だらけのインチキナ事業計画書に対して、それを裏づけるために毎年一億円以上の増資をやってきた、こういうような解釈をしてもよろしゅうございますか。

○木村(三)政府委員 事業計画につきましては、先ほどお話がありましたように、三年半でございまして、年度といたしまして今までに四事業年度やつております。そこで最初の年度につきましては、これは事業を始めましたのが十月以降でありまして、その当時の模様は、私どもいろいろ聞いてみますと、初めてできる会社でありますし、スタートがうまくいきました、多分に意欲的な数字を乗付けた——会社の方として、官庁側としまして、もう一言言つては悪いのでありますけれども、冬場がスタートのときでありますので、これは実際の平常の状態

を表現していただろうというように、ことで、軽い意味で認可したという形跡もあるようでございます。本来の仕事は二年目から本格的になるのだというところで、三十四年度の事業計画に上ったわけですね。それが四万二千メートル、これはこのくらいやれるだけの資金ももらい、設備も使い、人も持つてやる。そこでやりましたところが、御承知のように非常に差が出て参りまして、これは当時の模様から見まして、鉱業界の方の探鉱活動が不振であるとかいろいろ説明を聞いて、われわれも判断いたしました、そういういた外的な理由もあつたようだという事もありまして、次の年度につきましては、その辺のところを勘案して、三十四年の計画四万二千メートルを上回らない、それを据置きにしたわけなんでありまして、それに合わせるように努力も何もしろということでも認可しております。それともたまたま御指摘のように、だいたいまた食い違つた実績が出て参りまして、そこで昨年度の三十六事業年度になつたわけでありまして、この辺になりまして初めて目標と事業の実績がほぼ接近して参つた、こういうような過程を踏んでおりました、お言葉の中にありましたような会社の欺瞞とか特になおざりしたというようなことは、私どもとしては、してないつもりでございまして、結果的に見ますと、先生のおっしゃった通り、あまりにも差が過ぎた傾向がありまして、この辺は非常に責任を感じておりますし、今後の努力する目標もやはりこの点に主眼があるのだらうというふうな考へております。事業計画に對する従来の経過をかいついで申し

上げますと、ただいまのような事情になつております。

○渡辺(徳)委員 会社の三十六年度の実績を見ますと、四万一千メートルのうち二万五千メートルを府県でやつて、たしか北海道は一万七千メートルくらいで、府県の方が逆にふえている。こういう状態を出しておるのです。北海道地下資源開発会社という北の仕事をやらないうで、府県の方へ進出をしていつてゐる。こういう状態が出てきていつてゐるわけですが、この点については一体北海道における冬季間——法の制定当時大にこの点は論議をいたしたので、北海道では冬季間ボーリングを行なうことが非常に困難である、しかも困難な時期に高価な機械や職員を遊ばせておくことはむだであるから、冬季間に限つて機械貸与等の事業によつて府県に機械を運んで、府県の積雪地帯でないところのボーリングを行なう、こういうことのおのづから府県で行なうという仕事については、限界が置かれておつたわけなんです。従つて、北海道におけるボーリング事業というものは、こういう特殊な会社であるから、民間等では、設備その他で寒冷期になりますと困難なことも犠牲的にやり得る。従つて、北海道に中心を置いてやる、しかし、どうしてもしやれない場合においては、府県で特定の時期だけをやる、こういうことでこの法律制定当時承認をいたしましたのが、もうそういう時期的差別なしに、冬季間とか夏とかいう関係なしに、年じゅう一番重要な府県に進出をして、そして北海道を投げやりにして、

ただいまのように、北海道における皆さんの探鉱事業が要求されておるに、書類審査とか予備審査とかいう口実にとらわれてほとんどやつておらないで、府県だけに大量に出てきておる。すでに三十六年度においては、過半数以上府県に出てきて仕事をしています。こういう問題についてはどうお考えになるのですか。

○木村(三)政府委員 御指摘の点につきまして申し上げたいのであります。第一に、メーター数の問題でございまして、差し上げました資料でございんですが、ただいまおっしゃつた通り、メーター数で比較いたしますと、内地方面の機械貸付のメーター数が六割くらい、受託探鉱その他道内でやります仕事のメーター数が大体四割くらい、これが三十六年度の姿でございまして、これを別な面から見まして、事業収入の面から見ますと、それが逆に上つておりました、北海道の方の仕事で上げる収入が六割、機械貸付は、やはり契約の種類、性質から見まして、機械を貸与して損料を取るという性質のものでありますから、事業の収入から見ますと、それが逆のあれになります。

ことにいたしました通り、ただいま問答がありました通り、共同探鉱の方が今のところ進んでおりませんので、これだけではからの説明になりますので、この辺に肉をつけていかなければならぬと考へており、今後の大きな課題だろつと考へております。

○渡辺(徳)委員 今、機械貸与の問題がありましたが、機械貸与という問題につきましては、おのづから、この法の制定当時も明確にしてありますように、機械貸与というものは、遊休機械をそのままにしておいたのは困るので、それを貸し付ける、貸し付ける場合には技術者をつけてやらないうと機械の運転とか修理に困るから、技術者をつけて、従つて、機械貸与における条件というものは、運賃や技術者の旅費その他のものをだけを相手方からいただく、こういう条件になつておるはずなんです。しかし、現実に行なわれてゐるものはどうだったのですか。現実に行なわれてゐるものは、機械貸与の実態ではなくて、事実上受託探鉱と同じような性格とその企業経営に入つてゐる。しかも一般に土建業と同じように、民間事業と競合して公入札にまで入つていつてゐる。こういう事態は、一体、法に規定する機械貸与の条件に対しては全く違反してゐるのじゃないかと思ひますが、この点についての見解をはつきりしてもらいたいと思ひます。

○木村(三)政府委員 御指摘の点が、一、二件ございまして、明らかに請負形式をとつたようなものが道内に、一カ所ございまして、それから、その他は、大体におきまして機械貸与、ただいま先生からおつたような形式で

やっております。問題になるのが一件、書いて言えはそれらしいものと、二件あるようにございますが、特に問題になるような請負形式でござつたのが一カ所でございます。これは、私も、監督上非常に困ることであるとして、この辺の対策をどうするか、また、今後に対してどういふふうな扱つかうかが、今研究問題になっております。

○渡辺(惣)委員 この前の委員会資料提出を求めたのですが、この地下資源開発会社というものは、ほかの生産会社のような特殊な工場組織を持つた、固定した機械設備を持つてやる仕事ではない。従つて、この地下資源会社というものは、要するに、ボーリング機械だけが唯一の資産であつて、これを移動して、事業経営を進めていくわけですが、この唯一の財産である機械の、政府側の提出の資料によりまして、約六千万円の機械——四十七台、六千万円の機械を購入して会社が備えておる、こういう資料になっております。しかし、いろいろこれを調べてみますと、ボーリングの機械というものは、その本機という機械の一番の屋台骨だけが、普通の機械であつて、その他の備品、消耗品等は二倍から三倍になる、そうしなければ稼働しないわけですね。そうすると、大体六千万円の機械の購入費というものは、その付属品、消耗品等を付しますと、二億円前後にわたる膨大な機械をこの会社が持つておることになるわけですが、一体、この会社は、本来国家資本が入つておるのですから、公社と同様のものですから、当然こういう高額な機械を購入する場合においては、メーカーか

ら公入札によつて機械を購入する。たまたま特殊な機械で、どうしても特定の会社しか機械がないという場合においては、それは随分によつて購入するという場合は、これは官庁でもあり得ることです。これは常識上そういうことがあり得ますが、しかし四十七台の機械全部を三年半の長期にわたつて一台も公入札をしない。そうしてその全機械は、ある特定のメーカーからだけひもつてこれを購入した、こういう事態が出てきておるわけですが、資料の要求をいたしましたのも、まさか全部そうだとは思ひませんでした。四十七台全部そうだといふあなたの方からの資料が提出をせられたという事になりますと、この会社は、特定の機械メーカーと結合して、そしてその会社に特別の利益を与えてきた、こういうことになるのです。しかもあなたの方から提出をせられた資料によると、そういう行為を行つたのは、三十三年の八月に、その特定の会社と技術提携の名において、その会社の機械だけを購入するという秘密契約が結ばれてきている。しかし、技術提携と申しまして、そこから派遣される技術者に対しては高額の人件費を払つて

かわらず、実際はそういう背後にあつた特定のメーカーとトンネル会社にすぎなかつた、事実はその会社のトンネル会社として存在しておつたのだという問題が出てきておるのですが、この点についてはいかがでございますか。

○木村(三)政府委員 四十七台の試錐機械の購入の際の契約の形式はどうなつておるかという資料の御要求がありましたので、調べまして差し上げました結果が、大体今御指摘の通りであります。この間の事情につきましては、私どもの解釈によりまして、会社が初めてできましたときには、無から有を生じたというふうな格好で、ボーリング関係の技術者も、経験者を引き抜くことができなかったという関係で、新規に人を集めたわけでありまして、いかんせん技術を要する仕事でありますし、機械の扱い方などにつきましても自前じゃできない、そういうふうな関係から、どこか優秀な機械を作つてくれる会社、かりにA会社といたしますと、このA会社というものは鉱業界のボーリング機械の半分ぐらゐは提供している相当名の売れた会社である、それとまたもう一つは、技術員の派遣の用意もあるというふうなことで、技術提携の契約というものは、今のような背景から起こりまして出発したものであります。これが一年限りの契約になつていたのでありますが、その後ずらずと更新々々で三年間に及んでおります。そういつたところから、今申し上げましたような、ボーリング機械の本体については随分でもって四十台買つてしまつたというふうなことが、今までに起こつてしまつたわけなんです。これは私どもとしても、い

つまでもこんな形ではおかしいというので指導いたしておりますが、その期限がまだちよつち八、九月まで続くような状態になっております。これをいち早く本来の姿に戻したいというのが私どもの念願でございます。それで、過渡的に——そのほかいろいろな部品、機器類がある。そういうものもありまして、これは金額にいたしまして約六千万円でありまして、これは関係四十七社から購入しているというふうな実績もございまして、御指摘の点、事情は今申し上げたやうになつておりますが、今後大いに改善するように指導しなければならぬと私も意識している次第であります。

○渡辺(惣)委員 こういう措置は正しいと思つておられるかどうか。それから、毎年一年ずつ更新するということになつておるが、そのつどそういう点について一休開発はどうかという態度をとつたのか。事前にかつておらなかつたかどうか。それから、間違ひであるとするれば、契約の期間がなお続いておるとしても、それを直ちに破棄を命ずるような措置をとらないのかどうか、この点について明らかにしてもらいたい。

○木村(三)政府委員 それはやはり段階的に見ませんとお答えしにくいのであります。当初はやむを得なかつただろうというふうな気がいたしております。ただ、もうすでに四年もたつております。さういふ事態においてどうか。現在の状態におきましては、現場の長ぐらゐは、大体自分の会社の者が指導できるような態勢になつております。これから直すとすれば、この辺がチャンスになるのじやなからうかと

考へております。ですから、決してこのままの態勢でよろしいというふうな私どもも考へていないのであります。ただ、法律によりまして、いろいろな認可事項、それから、その他法律により得ることが制約されている関係もあつたので、長官の命令を出して、この契約を破棄しろというふうなことが法律的に言えるかどうかかわからない。これはやはり指導でいかなければならぬと考えますので、手ぬるいようでありまして、そういう関係法の中に、はつきりした根拠がないということも一つの隘路になつております。これはほかの国策会社と似たやうなことでありまして、まことに遺憾でありますけれども、これはやはり行政指導面において強力に是正させるというのが正規の行き方だと考へております。

○渡辺(惣)委員 会社の企業の状態が、業績がさっぱり上がつていない、巨大な赤字が出てきておる、こういう状態でありまして、開発片では前後三回の総合監査を行つて、事務系統職員たちの監査を行つた、こういうたゞいまの御報告ですけれども、実際上見ますと、この会社は労働者が百八名しかおらないのに職員が七十九名おる。これは天下無類の会社ですが、しかもこの七十九名の職員の上に七人の重役があり、うち一人だけは非常勤ですが、あとの六人は全部常勤重役です。私は驚くのですが、こういう赤字を出して、国の資金を食いつぶしている会社が、電源開発とか、石油資源開発とか一流の公団や何かの最高の給料を重役が取つておるということ。この会社の社長は二十六万円の俸給を取つておる。三人の常務取締役は十八万

円ずつ取っておるわけですが、三人の常務取締役だけで月に五十四万円取っておる。常任監査役は二人おって、十三万五千元、次官級の給与を取っておる。しかもこれらの常勤重役の六名のうち、民間から出ておるのは一人だけで、あとは全部官僚の古手が入っておる。大蔵省出身とか通産省出身とか開発庁出身だ。これはむしろ北海道地下資源開発のためにやろうとしたのじゃなくて、この人々の娯楽山に十億円の金を集めてやらしたのじゃないか、こういう疑問があるのです。そこへ持ってきて、会社の経理の点については、管理費九千万円と云うたっておりますが、現実に重役だけの俸給で一カ月百三十万、一年間千五百万円、重役の正規の給与だけで支出をしているのです。創立以来今日まで四年間に五千万円重役だけで食べているのです。重役の俸給だけで五千万円支払っているのです。しかもホワイトカラーの職員七十九名のうち、札幌の本社と東京の支店と二つに分かれておる。もともとこの法律を制定するときに私は修正案を出したのです。政府案を修正したのは、東京に本社を置くという本文でありましたから、北海道の地下資源開発をするのに、わざわざはいて、地下たばをはいて、山村僻地を歩かなければならぬというボーリングの仕事に、東京に本社を置いて、職員がふんぞり返っておったのでは、全然地下資源開発はできない。北海道の開発を食いものにすることである。だから北海道という名の会社は、当然本社を現地に置いて陣頭指揮をすべきである。こういうことで当時の自民党の諸君も同調されまして、政府案を修正して、本社を北海道に置

くということになったわけですが、ところがその逆にいきまして、新会社は東京に事実上の本社を持ち込んで、町村会館に膨大な事務所をかまえて、しかも札幌に社長がおるのに、東京は支店長以下総務課だけで、札幌の本店の庶務課には二十名の課員がおるのです。東京の支店には総務課と称するものが二十二名おるのです。全然技術部でもなければ、営業部でもない。一体どういう仕事をしておるのか知りませぬけれども、そういう職員が事務職員で、しかも総務課勤務というえたいの知れない仕事をしておるのです。こういう会社をあなたの方で監督をしたとおっしゃるが、監督してきたのかどうが、一体どこを監督されたのか、総合監査で事務監査で事務系統を監査したとおっしゃるがどこを監査されたのか。こういう問題について赤字の原因が、こういう事務系統の管理費の膨大なために、不要なる経費により非常に赤字が会社に累積されておったという事実を認められるかどうか、この点について一つ監査の事実を明らかにしてもらいたいと思います。

○木村(三)政府委員 管理部門の職員の人数が多いいということ、これが赤字の大きなガンになっておることは御指摘の通りであります。経過を見ますと、たしかこの法律が通りましてスタートいたしましたときの構想としていた説明は、五十五名程度というふうなことは年度初めから七十四名採用してしまつて、三十四年度に五名ふえて七十九名、それがずっと今までおるような状態でありまして、私どもの方の監査の方法といたしましては、この点に

メスを入れなければならないが、とまあ、この部門のふくれ上ること、を極力押さなければならぬということ、で、三十四年からは一人もふやしておりません。自然減員によるものは埋めないので、さらに第二段の措置を講じますので、さらに第二段の措置を講じなければならぬということとは認めておりますが、今までのところは、当初ありました七十九名というものを絶対にふやさない、現場部門の方は当初の四十二名から百二十五名ということにふえておりますが、そういうバランスをとりつつある段階でありまして、まだ完全にこれが実現したとは私ども申し上げられないわけでありまして、それから七十九名の中には技術系統の訓練も受け、しかも能力のある者もまじっております。これは大体十五、六名で、いわゆるホワイトカラーではなくて、現場に出しても働けるような者も中に入っております。さようなことを見まして、今後やはり赤字の問題は、九千万円の一般管理費をどういうふうにして処理するか、それに伴つて管理部門をどういうふうな縮小していくかということが、今後の大きな課題である。と私も認識しております。ただ監査の結果、すでに七十九名を半分にするとかいうようなことができなかったことは、いろいろな事情がございます。してやれなかったものでありますが、問題意識としてはそういうふうな考え、そういうふうな進め方をいたしております。

○渡辺(徳)委員 この会社は法律に基づいて設立されておるから、重役の推薦とか重役の待遇とかいうものについて、単純な株主総会で決定するだけではなくて、当然監督官庁の認可を受けなければならないか、こう考えるのですが、その点につきましては、役員人事の問題及び役員待遇等につきましては、監督官庁はどういう措置を講じてきたのか。今日までこの赤字会社に対して適当なる措置と認めて経過してきたのかどうか、この点について意見を伺いたいと思います。

○木村(三)政府委員 役員人事関係でございますが、法律上は株主総会でございまして、法律上は株主総会でもって選任いたしました。それを主務大臣が認可をする。認可を受けなければ効力を発生しないというきめ方になっておるのが法の建前でありまして、ただ、実際の問題といたしましては、政府資本が九割以上入つておるというふうな関係で、やはりどういふ人を出すかということについて、会社設立の当初に話があつて今のような陣容ができただろうと思つておられます。その後ずつとかわつておりました。社長がかわつただけでございまして、これが今まで続いておりますので、今後どうするかというふうな問題は、また新たな問題になつて参りますが、今までのところは当初の人間がそのまま継続してきておるといふ段階でありまして、これを解任するとかどうとかいうようなことは、根拠がない関係もあるもので、いわばするようになっていたというふうな格好になっております。それから報酬その他につきましては、これもやはり大體設立当初の話合いといたしまして、公団、公庫の理事なさいは総裁並みのところにバランスをとろうというふうなことがありました。関係で、当初は、取締役の場合を申し上げますと、十二万五千元、それから

今度はわかりました関係で、それがまたスライドされたというふうなことで、これは私どもの監督事項の中にも、実

態を大臣が報告を受けたり、みずから進んで監査するという機会はなかったろうと思うのです。しかし、實際言いますと、この法律は、第十九条で監督官庁として会社の現場まで監査をする権限が与えられておるわけですから、当然法の命令するところによつて第十九条を発動いたしますれば、こんな事態がなしに、もつと会社の行き方について方法があつたにかかわらず、監督官庁自身が法の第十九条による監査業務を怠つておつた。一般的な監査を行なつてきておりながら、機械が四十七台どこにあるのか、さびつておるのか、故障だけになっておるのか、買ひ方、買ひ方に入つておるのか、それすらもはつきり点検してないと思うのです。唯一の財産であります機械の監査すら、どうなつておるか、これは極端にいいいますと、さっぱりわからない。そこで、そういう第十九条の監査を政府は怠つてきた、そこへ持つてきて、今初めて大臣もおわりの通り、この会社というものは単に任務を怠つただけでなしに、経営指導の責任を全然放棄してきておる。そして、これだけ国の費用を今度出しますと、九億円になつて、一億円の資金とで満ちた十億円という会社になるのですが、それがこれだけの赤字を出し、業態が不振のままに置かれながら、今、木村監督官の答弁によりまして、一流の住宅公園とか、公園並みの最高級の様をはんで實際業務をこつた状態にしている、こういう事態が明らかになつて参りましたので、従つて、大臣としても、この際、会社に対する監督を一体どうい

決意で、この国費をつぶしてきて、その事業をこつてきたこの経営指導者の責任をどうするといふのか。私は、法律を改正するよりも、法律を改正することは、かえつて誤りを積み上げるだけだ、むしろ今後改正しなくても本法は残るでしょうから、会社は存立しているのですから、この機会に、会社の四年間における経営指導の責任を明らかにして、しかる後に法改正に入る、こういうことで十分足りる。私は、大臣を信用しないわけでありませんけれども、やはり法律をずつと通してしまつと、会社は安易な道を歩くことになつてきますので、その点につきまして、会社自身に対する大臣の監督上の責任と、それからこういうようなものが発生した措置を大臣自身がどういふふうにおとりになる決意をしていらつしやるのか、この際、一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島國務大臣 会社の現状、将来の経営等につきまして、渡辺さんからいろいろ御心配になつての御意見がありました。まことに傾聴すべき御意見で、ありがたく拝聴いたしました。おしやる通り、私は、この会社の内情をはつきり知りませんでした、今お話のように幾つか私の知らぬ点に触れておりました。今後は十分監督権を発動しまして、会社の建て直しに万全を尽くしたい、かように考えております。

共同探鉱をわずか一カ所で、あとはほとんどやらなかつたといふことは、会社の設立の目的に反していることは、その通りであります、それは株式会社という事業形態の関係もある

のではないかと思ひます。あまり危険を踏みたくないといふので、共同探鉱という作業を避けたのではないかと思ひますが、これではせっかくできた会社が役に立たぬわけでありまして、今後は十分共同探鉱の方に力を尽くしまして、北海道の地下資源の開発を進めたい、こう考えております。

それにつきましても、一応提案しましたこの趣旨に御賛同願ひまして、新たな若干の資金を政府から投入させまして、また内地でも余つた機械、余つた技術等を活用して仕事を、この会社を軌道に乗つて、こういうつもりであります。御意見は十分尊重いたしますが、それにつきましても、一応この提案だけは認め願ひますと、このままでは会社がつぶれてしまひますから、一応これでカンフル注射をいたしまして、命を延ばしておいて、その間にこれを解決しよう、こういうつもりであります。

○渡辺(徳)委員 もう一つ、一番重大な問題について大臣の所見を伺ひたいと思ひますが、私が大臣と所見を異にしておりますのは、ここで一億円予算が通つて、大蔵省が出資する建前になつておるから、それで一つ出させて、もう一ぺん建て直しをするために法の改正をするように、こういう御意見のようですが、もともと大蔵省は会社に金を出したくない。大蔵省も気がついておられますから、三十六年度も大蔵省はもう年度未だぎりぎりになつてから、当然支出すべき前年度の一億五千万円を出している、で、できれば、大蔵省はこういう不良会社には出したくない。ですから、かりにこの法律をこつて通さないで、たとえば審議

未了なり継続審議になつたといひましたも、大蔵省はちつともこたえなない。むしろそうして、次の国会に継続審議なりなんなりして、その前に会社への政府の監督権を明らかにされて、これなら心配がないという段階にきて、法改正を必要とすれば法改正をその場合にしても、一億円の国庫支出には十分間に合ふ。今、法改正をしたら、とたんに金が出るというものはなしに、やはり大蔵省は年度未だぎりぎりではない、一億円出しませんから、同じことですよ。ですから、そういう意味でも、一億円ということがあれば、この法を、こういう状態のまま、具体的な措置をしないままに通過するということは、政治上の判断として意味をなさないことだ。ですから、むしろ大臣自身の責任上、これはこの際、これだけの問題が出ていますから、継続審議にして——おそらく自民党の先生方も北海道地下資源開発会社なんというところは知らなかつたらう、聞いてみて、なるほどこれは大へんな会社だといふことをお認めになつたのではないかと思ひます。こんなひどい法律と思ひないから——私は、ここで時間をとつて言うことは、何か非常に横紙破りがまた現われて勝手なことを言つておるうちに、実は最初誤解されたかも知れぬと思ひます。しかし、話をしているうちに、そんなボロな会社があるか、むちゃくちゃな話があるか、そしてこの赤字を埋めるために、逃げ場がないので民間事業の地質調査——これは土建屋のやる仕事ですよ。ビルディングの下の梅くいを打つ仕事までこの会社はやろうとしているのです。そういうような民間企業を、

中小企業を圧迫して、そして政府資金が入つておる。入つていなければ別です。単なる法律によらない、北海道地下資源開発株式会社という民間会社なら、土建屋の仕事をやつても文句は言ひませんよ、自由企業ですから。しかし、九億円という国家資金を受けている会社、そして特定の国家の保護を受けて、長期、低利の国家の金を使つて、この会社が、地質調査の名において全国をめぐるとどこまでも仕事の範囲を広げてやつていく。それによつて赤字を埋めるといふのが今度の改正のねらいです。まじめに、北海道の困難な中で、北海道の地下資源開発が困難だからこそ、国がこれだけの膨大な国費を投入しているのです。困難なだけば投入しませんよ。その困難なところをやらせるために九億円という膨大な国家資本を投入している会社が、北海道は共同探鉱一件である。五十四件のうちたった一件しかやらない。書類審査だけではばつておる。そして、今度山をおりてきて、井戸屋から建築屋の下請までしてやつて、そして、零細な企業の全国のボーリング業者は、自分が二十人、三十人の職人をかかえてやつておる。技術だつて、大臣はこの会社が高度の技術を持っていると今まで思つておつた。しかし、高度の技術なんか何も持つておりませんよ。特定会社から人夫を借りてきておつて、この会社がその技術を持つておるわけじゃない。この会社が持つておる程度の機械は、どの会社でも持つておる。この会社だけが特定の技術を持つて、高度の能力を持つて、この会社でなければできない仕事、この

会社のみがやり得る仕事があるのだ、他の会社ではできないのだという理由はどこにも今日の業界では、ないのである。しかもその法の改正をすることによって、いよいよ本来の仕事が放棄して、一番安易な地質調査などという土建屋のような仕事まで手を出して民間と競合する。一件だけ法違反の事実がある、一件だけ出ている、そのほかにも二、三件ありそうだという木村さんのお話ですけれども、それは全部それを合法化して、法違反の処置をこの法改正によって合法化して、全国にそれをやっつけていこうという、こういう考え方がこの法改正のわけです。会社からいったら盗人だけだしというところになるのです。非合法を合法化するためにこの法改正をもくろんでいる。大臣初めおわかりにならないのはいくつとにして、がちゃがちゃと会期末にわけのわからないうちにこれを通してしまおう、こういうことは許されないと申すのです。こういう特殊会社は国民の税金でまかなっているのですから、いわば私たちが株主です。国民に対して、株主として、こんなやり方を許すわけにいかないと思う。この点につきまして、大臣は一体そういうような法改正——ことに法改正の中に出てくる民間の中小企業と競合してどんなところにもボーリングを打っていかうという、こういう中小企業を圧迫する、そして地質調査まで入っていく——地下資源開発に伴う地質調査ならやむを得ないのですよ、当然地質を調べなければ、ボーリングをやってもむだばかりやりますからね。ボーリングをするには、ボーリングをする個所の地質調査は当然やります。だから、この会社と

しては地下資源開発に伴うところの地質調査は当然本務としてすべきですが、それ以外の一般の土建業に該当するような地質調査はやめる、それをさせないということをごで言明していただきたいと思うのです。そうしなければ、この会社は大へんな第二、第三の誤りを犯すことになりそうです。そういう一般土建業と該当するようなこととはさせない。それから公共事業のたとえ建設省の仕事とか開発局の仕事とか役所の仕事だと、こつちも公共事業に入っているのだ、国家資金が入っているから、公共事業同士でいいから、みな公共事業は特例でこの会社からやらしめてもいいという考え方がばく然とあるようですが、これも一般の民間の会社やその他の、税金を払い、自分の自己資金と銀行からの高利の金を使いながら、そういう困難な中でそういうところで事業をやっているのに、この会社が、公共事業だからといって無制限に入っているという状態と競合する、こういう問題に対して、やはりこの際そういうことをさせないという点が明らかにならなければ、これは二重、三重の誤りを続ける結果になりますので、この点の大臣の御答弁を要望いたします。

○川島國務大臣 三十七年度から北海道の地下資源開発を発売にやりたいという私の意欲的な考えもあります。それにしても資金が必要なので、大蔵省と話し合った結果、こういう法改正を御提案申し上げたわけでありまして、かりにこれが今回成立いたしましたものと、三十七年度の北海道地下資源開発がおくれることになりましたから、ぜひこれはお認め願いたいと思っております。その間、先ほど申し上げた通り、会社の経理内容等につきましては、十分監督をいたしまして、世間の疑惑のないようにいたします。それから、内地に進出する事業につきましては、民間のボーリング業者を圧迫しないように配慮をいたしまして、たとえ地質調査の入札等には一切加入しない、こういう指導をいたすつもりでありまして、相手の一般ボーリング業者を侵害しない程度でもって営業をいたしたい、こう考えております。そういうふうにもまた厳重に指導をいたして、御心配のないようにいたします。

○早稲田委員長 玉置一徳君。
○玉置委員 委員会の進行に協力する意味で、ごく簡単に要点を御質問申し上げます。この間ちよっとお話を申し上げておきました北海道地下資源開発株式会社法の第八条、「会社は、その目的を達成するため、北海道において次の事業を営むものとする。これはくどいようでありまして、次の法改正の目的と理由というものが、次の法改正の目的と理由と一致するものとお考えいただけます。一度政府当局のお考えと法制局の考え方を伺いたしたいと思っております。第二項の「会社は、前項の事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において、」従って、機械の遊休しておる、北海道の寒い冬のために遊んでおる間というようにわれわれは説明を受けております。「主務大臣の認可を受けて、その保有する探鉱用機械の貸付の事業を営むことができる。」こうなっております。これはどこまでも主務大臣の認可でございしますが、第二項の方は、北海道地下資源開発株式会社でありますから、非

常に限定してものを考えるべきじゃないか。従って、主務大臣の認可は当然その個々の場合に個々に認可を受け、個々に許可すべきじゃないか。包括してここ数年間というような概括的なことをなすべきじゃない。厳密な解釈をすべきが第二項の精神じゃないか、こう思うのですが、政府当局並びに法制局の御見解を承りたいと思っております。
○木村(三)政府委員 北海道開発庁の側の答弁を申し上げます。八条二項「前項の事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において、主務大臣の認可を受けて、」云々と書いてありますが、大体これが起こりましたのは、一番考えられる要素といたしましては、冬期間に機械が動かぬというふうなことで、一年間フル稼働はできないというふうなことで、まあ全体のうちの七、八〇％はこの理由から第二項がついたように承知いたしました。ところが、それは冬の間のだけ機械が遊ぶか、あるいは事業の円滑な遂行に支障のないのは、逆に申し上げます、冬の間だけかというふうな限定するものかどうかというふうな考えまして、この期間は、全体的に見て、円滑な事業の遂行に支障がなければ、認可という条件にかかりませんが、機械を貸与してもよろしいという、第二項の規定をそのように解釈いたしております。

それから第二段目の貸付の事業についての認可であります。これは資料として差し上げました通り、三十四年から行なっておりますが、三十四年に、包括的な認可をして、与えてしまつておるという実績がございます。それで四カ月以上の期間にわたる場合には、個別の認可を受けるといふふう

なことで、従来から進んでおります。これに對しまして、私も今反省いたしておりますことは、今度幸いにして法改正になれば、いづれにいたしましても、あの認可というものは、包括認可は初めからやり直したいたしました。新たな認可の基準をきめなければならぬ。これも北海道地下資源開発株式会社業務処理規則という通産省、総理府共同省令がございしますから、この改正と相俟って、今の関係を新しくやり直したいという気持であります。御指摘のように、いろいろ問題もあつたものですから、気持をいたしまして、方針をいたしましては、今後は個別認可を原則といたしまして、事を処理していきたい。今までの包括認可の方式が絶対に悪い、絶対に法律違反であるというふうな私どもはとっておりまして、そこにも幾多の問題があるというふうな解釈いたしておりますが、北海道開発庁の意見でございます。

○野本政府委員 現行の八条第二項の問題でございますが、これがまず第一に、そのつど個別の認可に限るかどうかという点でございます。これは法律論をいたしましては、二項は、まず文句から言いますと、貸付の事業を営むことができるというふうな表現になつておりまして、事業を営むというふうなところ、個別の認可の個々の行為ももちろん可能であると思つて、同時にある程度包括できるということもこの法律は趣意しているものではない、法律上はこうであるというふうな存する次第であります。しこうして、どうしてこの年限を限るかというふうな点につきましては、大体同一の事情

のもとにおいて、予想される限りは、認可の運用の問題でありまして、必ずしも年限を限らなければならないというところまで解釈することもないのでないかと思ひます。従ひまして、法律論といたしましては、現在のある程度包括的認可という点も「事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において」という認定のもとに行なわれたとすれば、妥当、不妥当という議論が起こつて参りますが、法律的には、直ちにどうだとまで断定すべきではないかと存じます。

○玉置委員 そうすれば、次にお伺いしたいのは、その保有する探鉱用機械の貸付の事業を営むこと、こういうこととありますが、政府当局にお伺いしたいのですが、その保有する探鉱用機械の貸付でございます。これの北海道における探鉱の事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において、そこに一つ区切り点を置きまして、しかもそれがその保有する探鉱用機械の貸付の事業だ、こうなつておりました、貸付の事業でありますから、当然技術者その他を使つてすることはあり得ると思ひますけれども、一緒に貸すこともあると思ひますが、これは請負をやれという意味じゃないと思ひます。それにつきまして、政府当局並びに法制局の見解をお伺いしたいと思います。

○木村(三)政府委員 北海道開発庁側の見解を申し上げますと、機械貸付の事業という文句を入れました提案の理由を振り返つてみますと、第八条が「(事業の範囲)」、そういうふうな見出しになつておりました、一も「事業」である、二も「事業」である、貸付というのには貸貸契約が本体になるわけであ

ありますが、そこにオペレーターのよななものをつけるというふうなものも入つてきますので、この表題の事業というものと、その必要なオペレーターをつけるというふうなことで、単なる機械の貸借契約よりもプラス・アルファがあつていいのだというふうな解釈をして、現在そういうふうな運営をいたしておるのであります。

○野木政府委員 「貸付の事業を営むことができる」という点につきまして、探鉱用機械そのものの貸付のみならず、場合によつては、特殊な機械でございまして、機械の運用のできるものをのつてやるという点は、先生もお認めになるように、この条の解釈で十分読みとれると思ひますが、ただ最後におつした請負——請負と申しますか、その事業をこつちの責任で、こつちの損益の計算でやつて、その仕事の完成の結果を向こうに引き渡すといつたような意味の、民法における請負といふか、というのが、貸付とおのずからやはり法律的な形態が違う点があるのではありませんか、これはややゆとりがある。請負といつても、完全なる請負といつてこれまでいっていかどうかは疑問でありまして、むしろむしろかしいのではないかと存ずる次第であります。

○玉置委員 私は、政府当局のおつしたのとは間違ひだと思ひます。こゝういふものは、そもその法律の主目的が出ておるわけですから、それに付帯するやうな事業のことにつきましては、いたずらに拡張解釈をすべきじゃない。厳密な限定した解釈をすることの方が、法の解釈としては正しいんじゃないかというやうな意味におきま

して、二は、先ほども申しましたやうな、むしろ違法ではございせんけれども、とは言い得ないかも知れぬけれども、「主務大臣の認可」という問題も、できれば個々に認可をするのが建前であり、なお「その保有する探鉱用機械の貸付の事業」というやうな問題は、「貸付の事業」という言葉には私はこだわらぬものじやございせんけれども、それはどこまでも貸付だといふ、厳密な解釈をなるべくしていく方が、法律の目的をあれするんじゃないか。この間も指摘しましたように、すでに最近には請負すらおやりになつておいでになるのは、これはちよつと解釈を拡張し過ぎておるといふやうな意味で、今後とも御反省が相いたされたい、こう思ふのです。

それから、先ほど申しましたやうに時間もございせんので、重複せぬやうに一つ二つ聞いておきたいと思ふのであります。

今度の法律の北海道地下資源会社の設立の趣旨が、北海道における地下資源の開発であつて、それが、今度の法改正のあれを見ましても、端的に言へば、赤字である、それでは北海道の地下資源のことすらできぬという文章になつておるのも御承知の通りです。これではあまりにも目的を忘れた形になりまして、先ほども御指摘の通り、やつてみたけれども、黒字にせなければいかぬから、あえてその他の事業まで入つていつて、将来はそれの方の事業の収益率の方が多くなる可能性が計画で見えるやうなことは、全くその目的を取り違えてしまふのではないかと。委員の皆さんの御意見を聞きましても、日本の地下資源を開発するため

には、少々の赤字が出てもいいじゃないか、国策に沿つて堂々とやつたらいじやないか、これは石油資源の開発法と同じだ。従つて、今度の法改正は、全く北海道地下資源という名前におきまして、日本全部のあれの方へ入つてこよう、それならば、思い切つて違つた制度の会社をこしらへればよい。委員会でもしばしばおつしやつておりますように、地下資源開発のためには相当な費用を国策として投ずるのが当然でありまして、こういうこそくなくやり方はいろいろ問題を惹起するばかりじやないかといふことを非常に心配するわけですから、これは委員の皆さんもほとんどが同じ意見だと思ひます。従つて、ほんうとのことをいへば、こゝういふやうなまでの監督指導についても、あるいは業績についても非常に問題の多い会社を思い切つて考え直されまして、次の国会あたりには堂々と日本全国の地下資源について出されるのが最も望ましいと思ふのです。いろいろな事情もあると思ひますが、そういうやうな意味で大臣は今後とも日本全国の地下資源の開発のために、そういった国策会社を思い切つて考え直す意思があるかどうか。しかし、それに至るまでの間——こゝまで問題の多い会社の法改正につきまして、先ほど渡辺委員の質問に御答弁がありました通り、とりあえず、目的外に広げました仕事につきまして、民間の業者との摩擦の多い問題につきましては、根本的に法改正をするまでの間、そういう競合の一切ないように配慮される御用意があるかどうかといふことを重ねてお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○川島国務大臣 日本一般の地下資源の開発の問題につきましては、通産大臣とよく相談いたしまして、今後処置したいと思つております。それから民間の業者に対しましては、圧迫しないやうに十分配慮いたしまして、先ほど渡辺さんにもお答えいたしました通り、適当な処置をやるつもりであります。

○玉置委員 最後に、私は、国会のあり方としては附帯決議や行管長官のいろいろな意見をただすことでもつて通すといふことは間違ひだと思ふ。法律の番大なんですから、法律の上で修正をし、そういうことのないやうにするのが建前だと思ひますが、委員長から時間の制限を申し出られておりますので、はばくされておると思ひます。で、この辺でやめたいと思ひます。ありがとうございます。

○早稲田委員長 以上で本案についての質疑は結局いたしました。

○早稲田委員長 次に、本案の討論に入るのではありませんが、通告もありませんので、直ちに採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたされま

○早稲田委員長 次に、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表して、中村幸八君より本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出され

ております。

まず、提出者より趣旨の説明を聴取することといたします。中村幸八君。

○中村(幸)委員 本案審議の過程におきまして、いろいろと各委員から北海道地下資源開発株式会社と北海道の他につきましても意見が提出されたのであります。当委員会といたしましては、これらの意見を総合いたしまして、次に申し述べますような決議をしていただきますように思っております。決議案を朗読いたします。

北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は本法施行に際し、現在わが国地下資源産業が鉱産物の貿易の自由化を目前に控え、著しく困難に直面している実情に鑑み、有望国内鉱物資源の積極的開発とその安定的供給を確保するため次の諸施策を講ずべきである。

一、北海道地下資源開発株式会社の在り方を根本的に再検討し、わが国の地下資源開発を合理的、積極的に推進すること。

二、会社の当面する問題として、経営の効率化、健全化を図るため機構及び人事配置の合理化等適切な措置を講ずること。

三、会社がその保有する探鉱用機械を用いて行う事業は、地下資源開発並びにその調査に伴う事項に限定し、一般業者との競争を避けるようその業務計画の認可にあたつては、厳正、且つ適切に行なうこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

ます。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員。よつて、本動議の通り附帯決議を付することに決しました。

○早稲田委員長 この際、お諮りをいたします。

暫時休憩をいたしまして、かねがね小委員会において御検討を願つておりました金属鉱山に関する小委員会を開いていただき、それが済みますと直ちに本委員会を開きますので、さよう御承知をお願いいたします。

午後一時二分休憩

午後一時二分再開

○早稲田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、金属鉱山に関する小委員長から小委員会の報告を聴取することといたします。金属鉱山に関する小委員長中村幸八君。

○中村(幸)委員 金属鉱山に関する小委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

金属鉱産物は諸産業の基礎原材料として国民経済上不可欠な重要物資であることは、御承知の通りであります。しかるに、近く実施を予定される重要鉱産物の自由化を目前に控え、金属

鉱業はすこぶる深刻な事態に直面しているのであります。

当小委員会にかかる実情にかんがみ、自由化に対処する鉱業政策について審議する目的を持って、去る二月二十八日に設置され、自來十回余にわたる慎重な審議を重ね、特にその間鉱山側、需要者側を初め、学識経験者を再度にわたり参考人として招致し、意見を聴取するなど、審査の万全を期したのでありますが、本日に至り別紙のごとき決議を行なうべきであるという結論に達した次第であります。

この決議案の案文につきましては、委員各位のお手元に配付いたしてありますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

〔参照〕

自由化に直面する金属鉱業危機打開に関する決議案

金属鉱業は経済発展に不可欠な物資を供給する極めて重要な基礎産業であるが、比較的国際競争力の弱い産業であり、貿易の自由化を目前に控え、未曾有の難局に直面しており、一步を誤れば壊滅的打撃をうける恐れがある。

よつて、政府は自由化実施までに抜本的な金属鉱業対策を樹立し、わが国金属鉱業の安定的発展と雇用の安定を図り、併せて関連産業の向上発展と地域経済の振興を図るため、左の諸点につき検討の上、万遺憾なきを期すべきである。

一、国内鉱物資源の調査及び探鉱促進策

1、地質調査所を強化拡充する

こと。

2、新鉱床探査事業団仮称を設立すること。

二、価格安定策

国際相場の変動に対処するため当面緊急関税制度の弾力的かつ適切な運用によつて価格の安定を確保するが、なお支持価格制度実施のための一手買取機関又は価格プール機関等について検討すること。

三、鉱業の合理化対策

1、内外資源の合理的経済的開発(鉱区の整理統合、其の他)を促進すること。

2、探鉱、選鉱、製錬、輸送の合理化、近代化を進めること。

3、資源の完全利用(鉱滓、鉱廃水の有効利用を含む)を図ること。

右の合理化諸対策を強力に実施するため、開発銀行、北海道東北開発公庫、中小企業金融公庫に鉱山向け利率を設定し、資金の確保に努めること。

四、中小鉱山振興対策

1、探鉱、開発資金を大中に確保すること。

2、企業診断、技術指導を強化すること。

3、鉱山道路及び索道に対する助成措置を講ずること。

4、鉱山用機械貸与制度を新設すること。

五、海外鉱物資源の開発

海外鉱物資源開発株式会社を設立し、資金の確保に努めること。

六、税制対策

鉱床補填準備金制度を採用する

こと。

右決議する。

何とぞ本委員会において本決議案を御可決下さいようお願い申し上げます。御報告を終わります。

なお、本件に關して今後ともこの小委員会を継続設置し、引き続き審査を続行すべしとの意見があつたことを申し添えます。

○早稲田委員長 以上で小委員長の報告は終わりました。

○早稲田委員長 小委員長の報告に、自由化に直面する金属鉱業危機打開に関する件について決議すべしとの御要望であります。

本件について討論の通告がありますので、これを許可いたします。石山權作君。

○石山委員 自由化に直面する金属鉱業危機打開に関する決議案について、賛成討論を申し上げたいと思ひます。

この決議案をお作りになるまで与野党の小委員はそれぞれ知恵を傾けまして、現下の鉱業対策打開についていろいろと御討議をなされたようでございます。その結果このような決議案になったわけでございますが、私があえて申し上げるまでもなく、日本の金属鉱業というものは近代産業の先驅をなした産業部門でございます。わが国の資本の蓄積、産業の発達に資することが大へんに多かったと思つております。それが最近の自由化のあらしでいささか打撃を受け、これからまた強い自由化のあらしに打撃を受けよう

する場面に直面しておるのでございまして、何と申しましてもわが国の産業には不可欠であるこの金属物資に対して、政府は相当の考慮を払ってその産業の繁栄のためにそれぞれの施策をなさなければならぬのではないかと。これは諸外国の例をとってみても、それぞれ独自の国情に合った施策をなしまして貴重である金属物資の獲得に尽くしておるようございします。決議案にもありますように、私もはまず資源が不足だと言われておる日本のこの金属鉱業に對しまして、政府が積極的に探鉱の施策をすべきである、こういうふうな思ふわけでございます。

その前提としましては、戦後においてはそれぞれブロックに分けまして、地質調査等も綿密に行なう必要もあるであらうし、その上に立つて事業を興すべき事業団等のものも作ってみるという意気込みもこの際必要なのではないかというふうな考へております。特に私たちが懸念しておるのは、自由化のあらし、エカプエ等が日本で開かれた場合に、指摘されておるのは、日本の産業は驚くべき隆昌を来たしておるが安定性が非常に欠けておるといふように指摘されておりますが、この安定性というところは、とりもなおさず価格が非常に不安定だということもその指摘の一つだろうと思ふので、それぞれ手段があるだろうと思ふます。しかし、価格の安定ということについては私は異議がない。やり方についてそれぞれ異議があるのでございしますから、これは政府としましてはよろしく工夫をいたしまして、日本の経済の矛盾と混乱を防ぎながら安定策を

ば樹立すべきである。本決議案の中にも、その例示として「一手買取機関又は価格プール機関等についても検討すること」という非常に示唆に富んだ事項を示しておるわけでございます。

次に、申し上げたいのは鉱業の合理化についてでございます。いろいろとコストの格差、あるいはできた品物の優良なこと、多数に出るよう工夫をすること、こういうことはどの産業にも課せられた一つの仕事上の問題でございしますけれども、特に鉱業の場合には、山間の奥地でおおむね作業が営まれている関係上、どうしても世間の目から隠れるような気配がございします。これを十分に理解をして、合理化対策には政府としてはよろしく助力をしてやる、こういうことが必要だろうと思ひます。決議案の中にも示してありますように、そのためには特別の融資の必要があるだろうというふうにしておりまして、開発銀行、北海道東北開発公庫、中小企業金融公庫等鉱山向けには特別の融資枠を設ける必要があるのではないかとこのように説明をしております。中小企業振興対策についても四つの項目をあげておりますが、それぞれ妥当なものと思っております。

しかし、最近の日本の産業の興隆のためには、国内資源の開発のみでは事足らぬ、もっと大きな歩調で進むべきだといふのでございまして、海外鉱物資源開発にもこの際新しい意図を持って行なう必要があるのではないかと。海外鉱物資源開発株式会社を設立して、資源の確保に努めることが必要であるといふふうな決議案では示しているのでございます。そのほかに税制の問題そ

の他いろいろと諸外国にも例があるように、育成の仕方がたくさんあると思ひますが、この際本格的に日本の鉱業のあり方を検討していただきまして、この産業の発展のために一そうの助成を政府は考えるべきであるといふふうに申し上げまして、本決議案に賛成の討論をいたす次第でございます。(拍手)

○早稲田委員長 以上で討論は終局いたしました。

小委員長の報告の通り委員会において決議するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。佐藤通商産業大臣。

○佐藤通商産業大臣 わが国の金属鉱業は、貿易の自由化を控えてきわめて困難な局面を迎えることと予想されます。申すまでもなく、金属鉱業はきわめて重要な基礎産業であり、また資源の状況に制約される産業であります。が、今後経済の発展に即応して、金属鉱産物を安定的に、しかも低廉に供給する必要性がますます高まるものと思われまします。政府といたしましては、自由化により国内鉱山に打撃を与えることを極力さけるようこれまで所要の対策に力を注いで参りましたが、ただいまの議決の御趣旨を尊重し、わが国金属鉱業が自由化の難局を乗り切り、長期にわたり安定的な発展を遂げられるよう具体的措置をすみやかに検討し、これが実現について万全を期したい、かように思ひます。(拍手)

○早稲田委員長 なお本決議の関係方面への参考送付と取扱ひにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よってさうに決しました。

○早稲田委員長 次に、内閣提出の中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律を議題といたします。質疑を続行いたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 議事進行に協力する意味において、簡単に質問をしたいと思ひます。

先日、私の質問で、中小企業庁として調査しなければならぬ問題がありましたが、その後、調査研究の結果を書面であつたいたわけなんです、これは私は了承できないのです。

まず第一点として伺ひたいのは、中小企業団体中央会、これは法人ですが、法人じゃないのですか。

○大塚政府委員 法人でございます。

○田中(武)委員 法人ならば、意思の決定はどうして行なうのですか。

○大塚政府委員 一般の例によりまして、取締役会別度にならうて理事会制度を置いております。中央会におきましては、商工会議所あるいは商工会と同様に理事会制度を法定いたしております。

○田中(武)委員 何を言っているのかわからぬですよ。いいですか、中央会も法人である、それならば意思決定機関を持たなければいけないのです。ところが、中小企業等協同組合法並びに

これを準用した中小企業等団体組織法、ともに、中央会においての意思決定機関を持たぬのです。だから、そこを私は先日質問をして、あなたの方に、なぜ置かなかつたのかのいきさつを聞いたわけなんです。ところがあなたの方から出てきたこの答弁は、いわゆる単位組合及び連合会、これは経済事業を行なうが、中央会は経済事業をしないのでその必要がないというふうな回答なんです。

それならば伺ひますが、民法の法人、これは社団法人、財団法人があります。これで、経済事業をやらぬものもあると思ひます。これなんかは、同じように経済事業をやらぬかと思ひます。決意決定に基づく執行機関はなくていいのかというと、そうではない。民法五十二條の二項を一べんお読みなさい。

○大塚政府委員 法人でございますので、意思決定は総会において行なうこととなりますが、業務の執行については、協同組合等におきましては理事会制度が法律上定められております。理事が決定をするというところになっておりますが、中小企業団体中央会、あるいは類似の例としたしましては、商工会あるいは商工会議所等につきましては、会長が、あるいは会長が業務執行の責任者になっておられます。理事はそれを補佐し、会長事故があるときはこれにかゝるといふ建前でございまして、業務執行につきましても会長が責任を持ってやる、こういう態勢になっておるわけがあります。

○田中(武)委員 意思決定は、総会あるいはこれにかゝるもの。それじゃ執

行機関です。先ほど言った民法五十二條二項もちゃんと法人の執行権についてうたつてあるのです。ところが、私の言っているのは、中央会には執行機関というものが無いのです。意思決定に基づいて執行しなければいけない、その執行に当たって執行機関の決定が必要なんです。あなたの言うように、会長が代表するということでは、これは商法における会社もそうである、社長が代表するのです。あるいは財団法人あるいは社団法人でも理事長が代表するのです。それでもそれぞれの執行機関を持っているのです。単位協同組合にもある。連合会にもある。ところが、中央会にだけ無いのはなぜか、こう聞いているのです。そうしたら、商工会議所とか商工会もない。それも誤りなんです。なぜ執行機関を置かないのか。

それともう一つ、前段に「定款の定めるところ」とあるのだが、それでは中央会の定款を見せて下さい。どういうふうにして執行の意思決定をするのか。執行機関がどうなっているのか。そうすると、定款を要求します。中央会の定款に定むるところによりなっているから、その定款はどうなっているか。

○大塚政府委員 定款におきましては、会長が理事会の意見を聞いて業務を執行するという事になっておりますが、この場合の理事会は、会長の諮問機関としての機能を営みますことに相なっております。事業協同組合等は経済事業を行なっておりますので、私どもとしましては、理事会制度が法定化されておいて、それによって運用されるわけでございますが、中央会につき

ましては、いわゆる経済事業を行なっておりませんで、指導事業を行なっておりますわけでございますので、こういった団体の性格から見まして、理事会は法定化しないで、ただいま申し上げましたように、商工会議所、商工会の例にならうて、そういった建前で運用をするということになつておるわけでございます。この理事会制度を法定化すべきかどうかということにつきましては、現状においては支障がございまして、今後十分慎重に検討いたしたいと考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 支障がない、こう言っているのですが、あなたは中小企業庁長官として、中央会の事情を知らぬからそう言っている支障があるからこう言っているのです。商工会の例にならうていふと言つても、中小企業等協同組合の方が先にできたのです。法律制定の順序をごらん下さい。あなたが今言っているように、いわゆる理事、この理事という肩書きを持ちながら、単位組合、連合会の理事と中央会の理事と職務権限が違ふのです。あなたが言っているように、中央会は、理事会というものは単なる会長の諮問機関であつて、執行機関じゃない、この点を私は言っているわけなんです。それが経済事業をやらぬから、指導事業だけだからかわぬというふうなことはどこから出てきますか。それぞの法人の事業というものは、その法人の設立及びその定款等によつてきまるのです。きまるけれども、経済事業であらうが指導事業であらうが、法人の事業に違ひないのです。先ほど

言つた民法人、これは経済事業ばかりやつていふのと違ふのです。それからさつき言つたように、民法の五十二條の第二項に、ちゃんと執行に関する規定があるじゃないですか。なぜ特別にこうしたのか。理由がないのです。これはむしろ法制定における場合の誤りというのか、盲点だつたと私は思うのです。法制局はどう解釈しますか。

○山内(一夫)政府委員 今の中央会については、法文を見ますと、これは会長自身が独任制の執行機関になつております。理事会の決定でもって会長の業務の執行が拘束されるという性格にはなつておらないと思ひます。民法五十二條は、確かに理事の過半数で決定するということに相なつておりますから、その合議機関が業務執行を拘束する、こういう形になつております。中央会でもうしてそういう会長だけが業務執行の専決権を持つかは、こういうふうになつたそのいきさつについては、私も今先生の御質問を聞いて、どうしてそうなつたかという記憶を呼び戻せませんので、また私どもの方で、資料がありまして調べて後ほど御報告したいと思ひます。どういふいきさつでそうなつたか、私はよく記憶がございません。

○田中(武)委員 お聞きの通りなんです。法制局においてもそのいきさつがわからぬ。中小企業庁長官にして、まともな答弁ができないのです。よ。これでこの法案をきよう採決せいとおっしゃるのですか。連休中にもつと調べておきなさいと言つておいたのだが、あなたの不勉強、まことに不勉強、こういうことじゃ、できません。

一つ預けておきます。

さらにもう一点ですが、これは、いわゆる協同組合法九條の二、第一項第一号の「販売」という中に、販売価格を含むかどうかという問題だつたのです。あなたの方は広く解釈して、含むのだ、こう言うのです。そうするならば、この法案の十七條にも、「販売価格」というのが特にうたつてある。他の法律にも「販売価格」というのが特にうたつてある。販売という中に価格を含むというのなら、なぜ用語を統一しないのですか。販売に価格を含むかどうかという問題です。

○大塚政府委員 従来、協同組合法が施行以来、そういう解釈をしておりますが、私も、販売に関する共同施設ということ、共販の場合だけなく、たとえばチェーン・ストアを作り出す場合にも、何軒かの中小企業者が集まつて、共販体制はとらない、プール計算はしません、販売価格だけを協定するということは、この中で読めるといふ解釈をして、今日までそういう解釈で平穩公正にやつて参つたわけでございます。最近多少これを逸脱するやうな事例もあるのじゃないかと考へられますので、この点につきましては、十分取り締まりの面で監督を厳重にして参りたい、かように考へておる次第でございます。

○田中(武)委員 それじゃ中小企業庁はあくまでも、中小企業等協同組合法九條の二第一項第一号のいわゆる「販売」ということは、販売価格を含むという解釈ですね。間違ひありませんね。

○大塚政府委員 販売に関する共同施設というふうに読んであります。

○田中(武)委員 僕が言っているのは、販売価格の協定がこの条文によつてできるのかどうかを聞いておるのですよ。

○大塚政府委員 販売に関する協定はできるという解釈を……。

○田中(武)委員 価格の協定ができるのです。

○大塚政府委員 さうでございします。問題は、商工組合と実質的に組合員が同一であるやうな事業協同組合が、本来調整規程の認可を受けてやらすやうな内容のものをこれによつてやるといふ場合には、この組合の目的から逸脱して、好ましいものと考へられないという場合がありますので、それにつきましては、今後十分に取締まりをし、また、団体の改正ができましたら、これを商工組合による価格協定に移すように指導して参りたい、かように考へております。

○田中(武)委員 独禁法二十四條による除外及びその他の、たとえば団体組織法もさうだろと思つたが、そういうことによつて調整行為が認められておるもの、これはできるのは当然です。私が言っているのは、一般的解釈論として、九條の二第一項第一号の「販売」という中に価格を含むのかどうかというのを聞いておるのです。それで、もしあなたが、今まで中小企業庁は含むという解釈で来たのだ。それならば、この法律自体の十七條に「販売価格」ということを特にうたつておるでしょう。その他輸出取引法等々において、「販売価格」ということを特に法律がうたつておる。この場合は販売だけとなつてゐる。販売に価格を含むなら、なぜ「販売価格」と特にうたつて

要があったのか。法制局はどうですか。これは価格協定は含まないし解釈すべきじゃないですか。

○山内(一夫)政府委員 今の御質問に御答弁します前に、先ほどちょっと申し忘れましたから一言だけ申し上げますが、法人の業務執行の場合について、会長が独任制でやっている、そういう法人の例はほかにはございません。その場合がこの中央会の例だと思ひます。それで、この中央会がどうしてそうになったかということについては、先ほどお答えした通りでございます。

それから、今の協同組合の価格制限の問題でございますが、今の九条の……

○田中(武)委員 価格を含むのかどうかということですが、

○山内(一夫)政府委員 この言葉の中に含むかどうかという前に、一体協同組合が価格協定ができるかどうかという基本的な問題があるわけでありまして、これは中小企業庁長官がこの前もお答えになったと思うのですが、価格協定ができるかどうかについて、一応私どもは疑問がないとは言えないと思ひます。それは商工組合と協同組合が別建になっております関係からいいますと、協同組合にはそういうものは否定的に解釈すべきではないかという議論が根本的にあるわけでは、協同組合の考え方としては、法制というような考え方ではなくて、自由な企業連合という考え方が土台にございまして、共同施設の中に入らないのじゃないかという議論が基本的にはあるわけでございます。

ただ価格協定ができるという範囲は、私どもが自信を持ってお答えできる点

は、実は中小企業以外の大企業者に対して団体協約ができることになっております。その場合に団体協約がせつかくできまして、しり抜けになる場合がございまして、この場合について団体行動としての一つの価格協定をするというところは、共同施設に言葉通り入るかどうか、私もよくわかりませんけれども、そういう考え方、そういう価格協定を大企業者にとつてはやり得る範囲があるのじゃないか。それからまた価格協定、団体協約にどうしてあつてくれない大企業についてでは、さるのじゃないか。あるいはチェーン・ストアのような非常に同質性のある事業体の組織の場合に、そういう価格協定のなことはある範囲でできるのじゃないか。こういう点については私どもは自信を持って言えるわけでありまして、その他の点についてはたしてできず、法律論としては、一応法律の中からいへば疑問があるのじゃないかと私は思ひます。しかし、ともかくもたしか昭和二十六年以来だと思ひます。私どもは、価格制限ということとは共同施設でやり得るのだというところを、ずっと公正取引委員会も中小企業庁もずっと長い間の運用の歴史というものがあつたと思ひます。そこでこれは、机だけの議論でもって絶対にできないのだというふうに私どもが今考へることは、解釈論としても机の上だけの議論に終わるような気がいたします。で、私どもは現在では、独禁法の二十四条のただし書きに逸脱しない価格協定はできるといふような解釈をとるべきじゃないか、かように思つておるわけでありまして。

○田中(武)委員 法制局の答弁の第一点ですが、ほかに理事長が専権でやれるという例は確かにあります。しかし、先ほど言った民法五十二條の二項、これがいわゆる法人に対する原則だと思ひます。その原則をはずして、特に執行機関を置かないというこ

とは、それだけの理由がなければいけないわけでは、中央会の場合にはないわけですか、政治的理由によるのか、それとも法制的な誤りなのか、その点がはっきりしないかわからない。あなたの答弁はそのまま受け取ります。あなたが、あくまでも法人の執行機関は理事会が構成し、これの過半数によって執行をきめるということ、これは民法五十二條二項の原則なんです。法人である限り、そこに規定がなかったら民法の規定を持つてくるのが当然なんです。従つて、これが原則なんです。原則に対する違つた規定を置いたのです。ここにはそれ相応の理由がなければならぬわけでは、それを聞いておるわけでは、

もう一つは、中小企業等協同組合法九条の二〇一項「一」の「販売」に価格を含むのかどうか。これはあなたがおっしゃつておるように、法制局と中小企業庁並びに公正取引委員会で見解の一致してないところですか。もし含むとすれば、他の法律において特に販売価格というものをうたう必要はないのです。これは明らかに含まないということの前提に立つて解釈すべきであると思ひます。さらに、あなたが申し上げた中小企業団体組合法が成立の際に、中小企業等協同組合法を直して、団体交渉ができるようにした

ことは御承知の通りである。従つて、団体交渉によつてまとまつたことについて、価格協定ができるということとは当然の話です。しかし、それは大企業に向つての、たとえば下請代金とかなんとかいうことに対する問題であつて、いわゆる販売の問題ではない。大企業との間の団体交渉、これは団体交渉の結果できた団体協約による拘束といひますが、これがあることは認めま

す。しかしながら、私が言つておることは、それは関係がないことです。一般的に言うて協同組合法の「販売」に価格協定を含むかどうかということ

です。現に公正取引委員会では、東京石油販売協同組合の今度の行為が、独禁法違反の疑いがあるとして調査をしておられます。また私、連休に兵庫県の前に、今同組合の申し合わせにより一リットルにつき三円値上げをいたしました。ということ、しかも兵庫石油販売協同組合という染め抜き

の幕が張つてあります。従つて、地域は兵庫県全体です。きつめて狭い範囲におけることはまあまあというふうなことの答弁があつたと思ひますが、しかし兵庫県全体、東京都全体、これが独禁法違反にならないと中小企業庁長官は確信を持って言えるのですか。公正取引委員会の委員長は来ていないが、事務局長は来てはいるはずですが、この間のことをどうあなた方は解釈するのですか。これは三者三つとも解釈の違ひ点です。はっきりして下さい。

○大塚政府委員 石油販売について、前回も申し上げましたが、先ほど申し上げました解釈からいっても、協同組合としての価格協定としては、解

釈を逸脱しておるのじゃないかという疑義がありますので、その実態関係について詳細公取委員会の方で御調査になつておりますが、実態によりまして判断して参りたいと思ひております。

○田中(武)委員 あなたの書面による回答ですが、「事業協同組合の行なう価格協定の法的根拠について」という中で、「(一)事業協同組合は、協同して事業を行なうことにより公正な経済活動の機会を確保することを目的として、共同施設事業の一形態として価格協定を実施することができ

る。」とあなたは言ひ切つておるのです。少なくとも兵庫石油販売協同組合、東京石油販売協同組合ともに協同して事業を行なうことによつて、公正な経済活動の機会を確保することを目的として作られたわけでは、あなたの方の解釈から言ふならば、これはすべて独禁法違反にはならないということになるのです。

○大塚政府委員 公正な経済活動の機会を確保するということが目的になつておりますが、しかしながら活動の行為の態様によりましては、まさにその目的を逸脱するおそれがあります。場合により、一定地域たとえば東京都全体を包括するような協同組合で、これが全体の地域の価格協定をするというふうなことになるかと、事業協同組合の制度としては行き過ぎになるおそれがあるのではないかと、あるいは大きな事業者、これは三百人以下のものには独禁法の排除を受けておるわけでありまして、それ以上の大きなものが入つております場合は、独禁法本来の

取り締まりの対象に相なるわけであり
ます。そういう意味において限界があ
るのじゃないかと考えております。

○田中(武)委員 三百人以上のいわゆ
る大企業が入っているというようなこ
とは、あなたに聞かなくとも独禁法二
十四条にちゃんとあるんですよ。あな
たの回答は、協同組合の目的とその事
業のなをうたっている。従って、協
同組合は全部これに当てはまるのです
よ。共同して事業を行なうとか、公正
な経済活動の機会を確保するというの
は、これはいかなるものも協同組合で
ある限り、全部この目的に沿って作ら
れているのです。それがすべて価格協
定を実施することができるとあなたは
言い切っておるのですよ。そこに問題
があるのです。従って、大臣、お聞き
の通りで、法制局、それから公正取引
委員会、中小企業庁で意見が違ってお
るのです。これは大臣としてどのよう
に調整していかれるか、一つお伺いし
ます。

○佐藤内務大臣 第一のお尋ねの中央
会の問題ですが、中央会の問題につ
きましては、民主的な運営等の点から見
まして、これは今後お話しした点をさ
らに掘り下げて、十分検討してみたい
かように思います。

また第二の問題、販売という言葉に
価格が入っているかどうか、いろいろ
先ほど来御意見を伺っておりまして、
事態としてはこれを明確にしておくこ
とが必要だろう、かように実は考えま
す。この言葉自身が不明確と申しま
す。範囲が非常に捕捉しがたいよう
な言葉の使い方、これは法律としては必
ずしも適当でないだろうと思ひますの
で、それらの点につきましても十分検
討することについていたしたい、かように考
えております。

○田中(武)委員 検討してもらってよ
ろしいのですが、法律的には中小企業
庁の解釈が、私ははっきり言います
が、間違いない。それが今日までそ
ういう指導が行なわれているところ
に、今度の東京の石油販売の問題に
しても、役員が、間違いない、法律
違反ではないと言いつつおるの、
今までの中小企業庁の指導に基づいた
発言だと思ふのです。こういう点は、
検討していただくと同時に、もつと法
律的にはっきりしてもらわなければい
けない。もし販売を含むとするなら、
他の法律全部に販売価格とつたてあ
るのをどうするか。それはそのま
ま置いておくというのなら、法律的
には今までの中小企業庁の解釈が違
うということになる。解釈が誤って
おる、誤った指導をしておる、そ
ういふことになるのです。これ以上
追ひ込むのもどうかと思ひますから、
この程度にします。

それからもう一つ、僕が質問をして
問題を投げかけておいたのだが、これ
は政府提案じゃないからやむを得な
かったと思うが、先日当委員会でも商店
街振興組合法案が通りました。これは
今国会で成立いたしましたと同時に、こ
の法案にも商店街商工組合というもの
が認められておる、そうしてお互いに
名称を使つてはいかぬという規定があ
る。この問題をどうするか。これを
今直ちにせいといつたつて、それは無
理かもしれないが、研究しておいて
もらいたいと言つたのだが、回答がな
かったのですが、どうですか。

○大堀政府委員 本法案が提案されま
した以降に商店街振興組合法が議員提
案で提案されておつた、おっしゃるよう
に、法の形としては、団体法の中にも
商店街商工組合を結成できるという規
定がございますので、そういう意味に
おいて十分法的に整備されていまいと
いう面もございまして、この点につ
きましては、先ほど大臣からお話ござ
いまして、今後、私もどうもしまし
ても、団体法及び協同組合法を通じま
して、全体としての法体系の整備につ
いては、中小企業基本法等の検討と相
待ちまして、総合的見地から十分検討
いたしたいと思つております。

○田中(武)委員 それからもう一つ
は、改正案九十六条の組織の変更の
点、これは今までは商工組合から協
同組合に変わるといふことの必要は
あった。しかし、このように改正をし
て、商工組合が経済事業のほか指導事
業もやれる、設立要件もとる、こうな
ると、事実上において商工組合は協同
組合のやれることすべてをやれるので
す。だから九十六条は今までは違つた
ものとなり、それは空文化する、こう
いうことも指摘してきたはずなんです
が、この点についてはどう考えます
か。少しぐらいは役に立つだろうとい
うことでしたが、役に立つだろうとい
うのはどんな場合に考えられますか。

○大堀政府委員 これは全体の体系の
問題からかむかと思ひますけれども、
現状におきましては、やはり協同組合
と商工組合と二本立になっております
ので、協同組合から商工組合に組織が
えをする場合、あるいは商工組合から
協同組合に組織がえをする場合、この
場合の簡便なる方法を法律で規定した
わけでございまして、御指摘のよう

に、今度の改正によりますれば、実態
的にはやはり協同組合から商工組合へ
の組織がえは非常に多いかと思ひま
す。商工組合から協同組合への組織が
えというものはきわめてまれなケース
になると考えております。まあ、どう
いうケースがありますか、大へん人数
が減りまして、解散しようかどうかと
いう場合に、やはり残つた業者の方
で協同組合として存続していこうとい
う場合も予想されますので、現在の体
系のもとにおきましては存置してよろ
しいのではないかと考えている次第で
あります。

○田中(武)委員 はっきりしない答弁
だけれども、次に移ります。
九十三条の二ですが、業務の停止命
令、これが私はどうしても合点がいか
ない。ということ、まず一般的に停
止命令がかけられることになつてい
る。もちろん前段としてアウトサイ
ダー規制命令とありますが、この前
にも言ったように、許可、認可、封鎖
あるいは割当等々を必要とするものな
ら実効がある。ところが、たとえば小
売商のようなものは、一体どうしてこ
の停止命令をかけるのかという疑問が
一つ。

それから、特に指定せられた業種、
たとえば今までの中小企業安定法等に
よつて指定せられた業種、これでいく
ならいいが、ばくつと一般的に業務の
停止、こういうことになるのは、やは
り憲法二十二条の問題が出てくるので
はないかという感じがする。

さらに一カ年以内、こうなつており
ますが、最高一カ年まではいけるわけ
ですね。そんな場合に、今どのような
悪質な協定違反者があるかもしれない

が、それをやれば、その企業はつぶれ
ますよ。従つて、角をためて牛を殺す
ということになるおそれがある。こう
いう点も十分運用上考へなければなら
ぬ。

さらに、やはりきょうあたり結論が
つくだろうと思ひますが、社会労働委
員会ですべてのところの環境衛生同
業組合に対する改正案、これは三カ月
の業務停止になつておつたのを、二カ
月で話し合ひがついたそうです。私は
二、三カ月でいいのではないかと思
う。それでも長い。一年以上というの
は、どうも長過ぎる。こういつた九
十三条の二項に関連している疑問を
持つて。一つ大臣から、私の疑問
を解いていただきたいと思ひますが、
いかがですか。

○佐藤内務大臣 他の法律と比べてみ
て、いかにも均衡がとれないというお
話であります。御承知のように中小
企業というものは、いわゆる業種では
ございせんし、これは一つの企業の階
層でございまして。従ひまして、環境衛
生のように限られた業種ではない。
従つて、中小企業は、この法律を適
用する範囲が非常に広いものだという
ことを一つ御了承願ひたい。従ひま
して、その中には特別な石油業のよう
な、今回成立いたしました業法によつ
て政府が認可するときあるいは届出を
するとかいうようなものもございま
す。またものによつては完全な自由な
ものもございまして。従ひまして、問題
は、具体的にどういふような法適用に
なるか、罰則適用になるかという問題
だ、要は、その運用にあるだろう、た
だいま田中委員が御指摘の通りでは
ないか、かように実は思ひます。私は、

最初の問題ではありますし、いかにも罰則が重いというような感じも一部与えてはおりますが、これは中小企業というものが一つの企業の階層だという意味から見てやむを得ない趣意じゃないか、かように思っていますので、運用にあたりまして十分慎重を期すべきだ、かように私は考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 私は結局は大臣が言うところへしほろうと思つたのです。中小企業という階層に対しては、こんなものをぶつけることはどうもおかしいじゃないか、従つて、中小企業のうちの業種をしぼつてこれを適用したらどうか、こういうのが私の意見なんです。だから大臣の答弁は、その運用がそうせられるというなら理解ができるのです。しかし、中小企業という層全体に対して、大臣がおっしゃつたようにばくつと網をかぶせてしまつて、業務の全部または一部を停止するなどということは、これは憲法違反じゃないか、こういう觀念も出てくるのです。しかし、直ちにこれを今修正といつても何ですから、大臣の答弁で業種といふことを言われた、そこなんです、私の言おうとしているのは……、だからそれをやつてもらいたい。

それから、大臣、御承知と思つてますが、今回のこの法の改正によつて商工組合の性格を一変さすのです。今までは、中小企業団体組織法は、いわゆる中小企業の危機打開、不況打開のために作つた組織なんです。従つて、設立の要件として不況要件があつた。それから範圍も不況カルテルだけにどまつておつた。ところが今度はその不況要件を設立の項から取つてしまふ。

それから不況カルテルだけでなく、合理化カルテルを行なう。しかもそれにはいろいろの命令が出る、さらに業務停止、罰金をとる、そして強制加盟が適用になる、しかも商工組合が経済事業に加えて指導事業も行なうということとなら、本質的な改正なんですか。そこでこれも運用の問題になるかと思つてますが、下手をやると、この改正による結果が物価値上げの要因になったり、あるいはしわ寄せを消費者に押しつけるということになるのです。そういうことも十分考慮してもらいたい、このように思うわけなんです。時間の關係があるいたしますから、これ以上の質問はいたしません、質問をすれば幾らでもありますし、おそらく大畑長官答弁に窮する点もあります。しかし、審議に協力する意味においてこの程度にとどめまして、本案については後ほど附帯決議をつけたいと思つておられます。この附帯決議はすべて私が今質問したこと全部にわたつておられるわけなんです。実は修正を与党の理事諸君と話し合いましたが、時期もこういう時期であるし、私の言つてゐる問題は、この根本にわたつての修正にもなるので、この際は附帯決議にしておいて、その附帯決議に従つてのいろいろの法的措置は、これは大臣の方で十分考えてもらおう、政府において考えてもらおう、こういう意味の附帯決議を後ほどつけることになっております。従いまして、今私の質問した点、あとでつける附帯決議等については、十分配慮し、実行してもらつたということを、大臣これは附帯決議のときにおっしゃるだらうが、要望を申し上げておいて、この法案についての私の質問を終わります。

○佐藤國務大臣 先ほど来田中委員の質疑を伺つて、さすがに専門家があられるから、法律的な議論をいたしましたけれども、まことに傾聴に値するものがあつたのでございます。政府といたしまして、先ほど大畑長官から説明いたしましたように、中小企業基本法は、政府が責任を持つて出したい、また出すつもりで、いわゆる基本法体系というもののその際整備する考えでございます。従いまして、先ほど来法律的にいろいろ疑義がある、あるいは法律用語として不適正なものがある、こういうような御意見もございまして、そのうち、そういう際に十分誠意をもつて考える考えでございます。

○早稲田委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○早稲田委員長 引き続き、本案を討論に付するものであります、通告もありませんので、採決いたします。

○早稲田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたされました。

○早稲田委員長 次に、自由民主党、

日本社会党及び民主社会党の三党を代表して、田中武夫君より、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、まず提出者より趣旨の説明を聴取することといたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 私は、委員各位の御同意を得まして、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党三党の提案にかゝる、ただいま議決になりました中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を提案いたしたいと思ひます。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

審議をいただきました法律案の運用にあたりまして、また他の中小企業関係の法律案の運用にあたりましては、その実態に適するよう、十分留意するつもりでございます。

以上、附帯決議の御趣旨に賛成し、同時にまたその趣旨を尊重して、一そう万全を期していく考えでございます。つけ加えておきます。(拍手)

○早稲田委員長 お語りいたします。

本案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○早稲田委員長 次に請願の審査に入ります。

今国会、本委員会に付託になりました請願は六百六十六件であります。本日の請願日程の請願全部を議題といたします。

これらの各請願の内容につきましては、文書表等により、すでに御承知のことと存じますが、先刻の理事会において、十分御検討いただきましたので、紹介説明、質疑等は省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○早稲田委員長 これより採決いたします。

本日の請願日程中、第一、第五、第八ないし第一一、第二三及び第一四、第一六ないし第一八、第二〇ないし第二二、第二五ないし第三〇、第四一、第五〇、第五五ないし第五八、第六三ないし第一二一、第一三七、第一五二ないし第一七五、第一八〇ないし第三二四、第三二八及び第三二九、第三四五ないし第四一七、第四二三ないし第四二八、第四三七ないし第四五九、第四六八、第四七三ないし第四八一、第四九五ないし第五七九、第五八五ないし第六六四、第六六六、以上の各請願は、いずれも採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

お語りいたします。ただいま議決いたしました各請願に関する委員会の報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○早稲田委員長 なお、今国会中、本委員会に、お手元に配付してあります通り百二十二件の陳情書が参考送付されておりますので、御報告いたして、おきます。

どうも長時間にわたって大へん御苦勞さんでありました。ありがとうございます。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時四分散会

〔参照〕

北海道地下資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)に関する報告書
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)に関する報告書
請願に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年五月十六日印刷

昭和三十七年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局